

山田町国土強靱化地域計画



令和3年3月

岩手県山田町

目次

第1章 計画の概要	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の推進期間	2
第2章 概況と想定するリスク	3
1 町の概況	3
2 想定するリスク	14
第3章 国土強靱化の基本的な考え方	15
1 計画策定の基本方針	15
2 目標設定の背景	17
3 基本目標	17
4 事前に備えるべき目標	18
第4章 脆弱性評価及び強靱化の推進方針	19
1 リスクシナリオと施策分野の設定	19
2 脆弱性評価結果及び推進方針	21
3 施策の重点化の選定	75
第5章 計画の推進と進捗管理	76
1 推進体制	76
2 進捗管理と見直し	76
資料集	
資料1 目標指標一覧	資-1
資料2 国及び岩手県の目標等基本事項の設定	資-2

第1章 計画の概要

1 背景と目的

甚大な被害を受けた東日本大震災の教訓を踏まえ、国は、平常時から大規模自然災害等さまざまな危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。その後、基本計画は、平成 30 年 12 月に、頻発する災害から得られた知見や社会情勢の変化等を反映した改定が行われています。

また、国土強靱化の取り組みを強化するため、地方自治体が策定する「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）に基づく取り組みの支援として、交付金制度を設け、大規模自然災害等に備えるための事業等を総合的に推進するための枠組みを整備しています。

県においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成 28 年 2 月に「岩手県国土強靱化地域計画」、令和 2 年 12 月に「第 2 期岩手県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

以上を踏まえ、本町においても、大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、今後において、速やかな復旧・復興に資する施策を計画的に推進するため、「山田町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

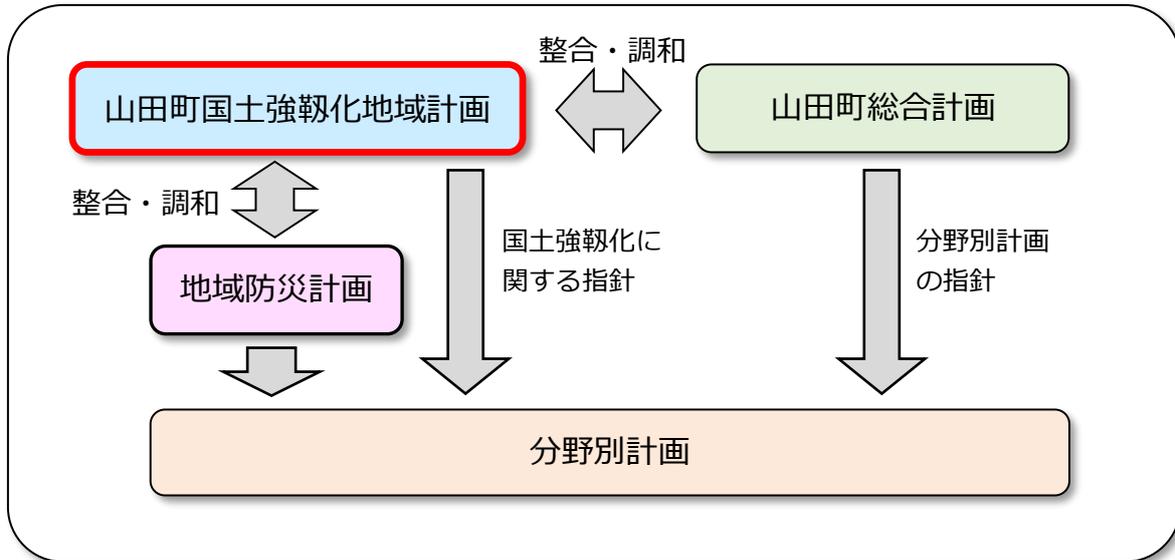
また、近年では台風や局地的豪雨などによる被害の多発、感染症対策を踏まえた災害対応など、災害に対する一層の取り組み強化が求められる状況となってきたことから、施策のより効果的な推進を図るために、山田町総合計画（第 9 次長期計画）後期基本計画（以下、「総合計画」という。）の策定と併せた計画策定・推進を図るものとします。

2 計画の位置付け

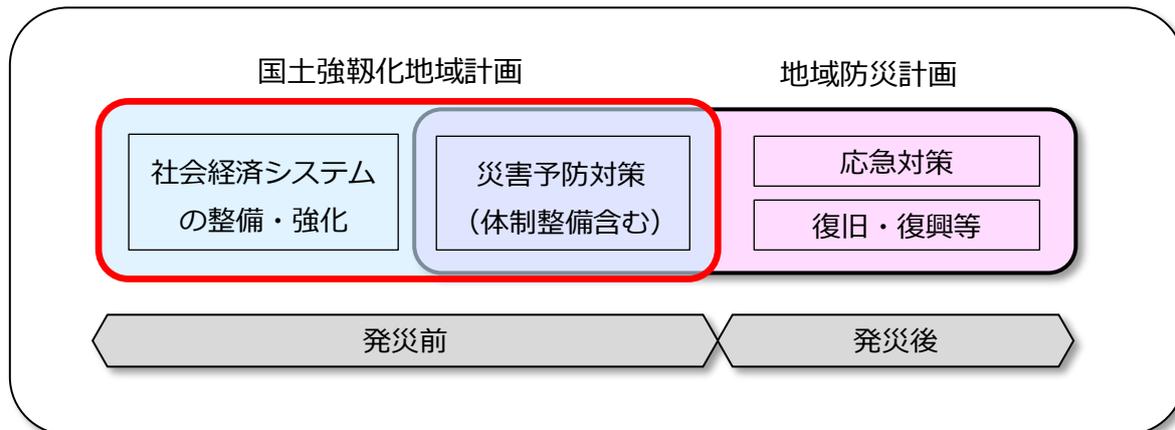
本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、総合計画との整合・調和を図りながら、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として定めるものとなります。

また、本町における防災への取り組みについては、災害対策基本法に基づく「山田町地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）があり、災害対策を実施する上での予防計画や、発災後の応急対策、復旧・復興等に視点を置いた計画となっています。これに対して本計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。両者は互いに密接な関係を持ち、整合・調和を図りつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対策について定めています。

山田町国土強靱化地域計画の位置付け



国土強靱化地域計画と地域防災計画の内容



3 計画の推進期間

計画内容は、基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、並行して見直しを進める総合計画の終期と合わせて調整することとします。

当初の推進期間は、**令和3（2021）年度から令和7（2025）年度**までとします。

第2章 概況と想定するリスク

1 町の概況

(1) 位置・地勢

本町は、岩手県の沿岸部・陸中海岸のほぼ中央に位置し、東西 23.03 km、南北 18.55 km、262.81 km²の面積を有しています。

東部には山田湾と船越湾の二つの湾を擁しており、北部、西部、南部には北上山地の支脈が伸びて急峻な山岳地帯を形成し、津軽石川、関口川、織笠川等二級河川がその支脈の間を流れ、平地部は極めて少なく、町の面積の大半が山林原野となっています。

また、典型的なリアス式海岸の沖合は、親潮と黒潮が交差する世界でも有数の漁場となっており、豊富な漁業資源に恵まれています。



(2) 地質

本町の地層は、山間部が古生代の泥岩を中心に珪岩、石灰岩、海岸部は、中生代の安山岩、花崗岩より成っています。

また地質は、山地は中古生層によって形成され、大部分が古生代の本州地向斜から本州造山運動によって陸化し、中生代に何回かの海進を受けており、白亜紀（宮古世前）に顕著な運動があった後、古第三紀以降陸化し現在に至っています。

陸地の地質は、第三系は分布せず、下部白亜系の上陸中層群原地山層と白亜系花崗岩類に大別されます。原地山層は、安山岩、ケラストファイアー、火砕岩類を主とし、砂岩、粘板岩をはさむ地層からなり、なかでも酸性～中性火山岩類が、陸中層群の分布面積の 35%にも達します。

また、同層内には緑色岩類の分布も見られます。分布域は、宮古市以北、重茂、船越両半島の海岸沿い及び半島のつけ根の部分に見られます。この分布域から、原地山層は、巨視的には、宮古市以北については、方向に配列するが、浄土ヶ浜から大沢海岸地域については、北北西から南南東へ配列しています。この地域の原地山層は、比較的上層部が発達しているものと推察されます。

花崗岩類は、原地山層以外の地域のほぼ全域に分布します。花崗岩は、原地山層に貫入しているが、原地山層の火山活動は、花崗岩類の先駆をなすものであり、両者は、一連の火山活動の産物とみなすことができます。(昭和 59 年 3 月海上保安庁水路部発行、5 万分の 1 沿岸の海の基本図海底地形地質

調査報告山田湾より)

(3) 気象

気温は8月が最も暖かく、2月が最も寒い。降水量は9月が最も多く、2月が最も少ない。海流（親潮、黒潮）の影響を受け、県内陸部と比較して冬期は暖かく夏期は涼しい。

夏期はやませ（山瀬）と呼ばれる冷涼・湿潤な風の影響で急激に気温、見通しが低下することがある。年間平均気温 10.3℃、年間平均降水量 1,513mm である（表 2-1）。

表 2.1 山田地域気象観測所における平年値

要素	降水量	平均気温	日最高 気温	日最低 気温	平均風速	最多風向	日照時間
	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	-	(時間)
統計期間	S56～H22						S61～H22
資料年数	30						25
1月	61.1	-0.1	5.4	-5.0	2.0	西南西	150.0
2月	60.6	0.1	5.4	-5.1	1.9	西南西	145.7
3月	96.4	2.9	8.4	-2.3	2.0	西南西	170.3
4月	116.7	8.2	14.2	2.3	2.1	西南西	191.4
5月	121.7	12.7	18.4	7.3	1.9	西南西	194.6
6月	146.1	16.4	21.0	12.3	1.6	西南西	166.0
7月	186.1	20.1	24.5	16.8	1.3	西南西	150.5
8月	195.3	22.2	26.7	18.5	1.4	西南西	168.5
9月	218.3	18.6	23.5	14.4	1.5	西南西	126.1
10月	151.5	13.0	19.0	7.7	1.7	西南西	146.7
11月	85.8	7.3	13.7	1.7	2.0	西南西	143.7
12月	63.4	2.6	8.3	-2.2	2.0	西南西	137.6
年	1513.1	10.3	15.7	5.5	1.8	西南西	1888.6

注) 平年値：西暦年の1の位が1の年から数えて30年間の値を平均して求めた値。

出典：気象庁 HP「過去の気象データ検索」による

(4) 人口

本町の人口は、平成 27 年現在 15,826 人（国勢調査人口）となっており、昭和 55 年をピークとして過去 20 年間で約 28%減少しました。「山田町人口ビジョン」の推計人口によると、人口減少は今後も進むことが予想されており令和 22 年には 10,200 人程度まで減少する見通しとなっています。

年齢構成比では、平成 27 年現在、年少人口割合（0 歳～14 歳）は 10.5%であり、県平均の 11.9%を下回る一方で、高齢者人口割合（65 歳以上）は 35.4%であり、県平均の 30.4%を上回っており、少子高齢化が進行しています。特に 20 歳代の人口が少ない人口構成であり、平成 27 年現在 20 歳代

人口は、1,036 人で総人口の 6.5%と特に少ない人口構成となっています。

世帯数では、昭和 55 年以降ほぼ横ばいに推移してきましたが、平成 22 年から平成 27 年は約 400 世帯が減少しています。世帯あたり人員は、昭和 45 年の 4.30 人/世帯から徐々に減少しており、平成 27 年では 2.55 人/世帯まで減少しています。

(5) 産業

産業別就業者数を見ると、最も就業者数が多いのが製造業、次いで卸売業・小売業、漁業の順となっています。産業は、東日本大震災により大きく落ち込みましたが、水産業に関しては総生産額及び 1 人あたりの生産額は上昇傾向にあり、漁業種類別生産額では、海面漁業が生産額全体の約 6 割、浅海養殖業が約 3 割弱を占めており、海面漁業の生産額の約 7 割が定置網、浅海養殖業の約 6 割強をかき養殖が占めています。

漁業種類別生産額の推移、主要養殖業の生産状況を見ると、東日本大震災の影響で大きく生産額を減じており、現在も復旧途上です。(資料：山田町 主要水産物生産概要より)

(6) 交通・物流

①鉄道

震災により運行を休止していた J R 山田線は、三陸鉄道(株)に移管され、三陸鉄道リアス線として平成 31 年 3 月に運行を開始しました。町内には、豊間根駅、陸中山田駅、織笠駅及び岩手船越駅の 4 駅があります。震災前は一日の運行本数が 20 本(10 往復)であったものが 23 本(11.5 往復)になり、また久慈方面や大船渡方面への直行便も運行されています。

②バス

本町のバス交通は、道の駅やまだと東京都内等を結ぶ夜行高速バス、岩手船越駅前及び陸中山田駅前と盛岡市内を結ぶ都市間高速バス、宮古駅前と船越・田の浜などを結ぶ路線バスがあります。路線バス利用者数は、震災直後は増加したものの、平成 26 年度以降は減少しています。

令和 2 年 4 月より陸中山田駅を中心に町の中心部を 8 の字に循環する「やまだ循環バス」の運行が開始され、令和 3 年 4 月には、町内各地区と公共・公益的施設及び医療機関等をつなぐコミュニティバスの運行が予定されています。

③道路

本町では、南北に走る三陸沿岸道路及び国道 45 号が広域交通上の重要な役割を果たしています。三陸沿岸道路の山田宮古道路(山田 IC~宮古南 IC)が平成 29 年 11 月、釜石山田道路(大槌 IC~山田南 IC)が平成 31 年 1 月にそれぞれ開通し、町内区間は全て開通・供用されています。

国道 45 号の市街地沿岸部の区間は、復興事業にあわせて安全性を高めるために線形の改善などが行われました。一方で、市街地内の主要道路は、国道 45 号及び町道細浦・柳沢線を軸としてラダー(はしご)型の道路ネットワークが形成されています。

④交通量

広域的な幹線道路である国道 45 号（三陸沿岸道路を除く在来道路）の交通量は、約 11～13 千台 /12 時間、混雑度は 1.10～1.45 となっています。一方で、三陸沿岸道路（山田道路）の交通量は、約 3 千台/12 時間、混雑度は 0.53 となっていますが、平成 29 年 11 月に山田宮古道路（山田 IC～宮古南 IC）が開通したことにより、今後は交通量の増加が見込まれます。

復興事業の収束や三陸沿岸道路の全線開通に伴い、国道 45 号（在来道路）の交通量は、今後減少していくことが予想されます。

(7) 災害

本町の災害の記録を顧みると、主に地震・津波災害と風水害に大別されます。なかでも平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、最大震度 5 強の揺れと最大遡上高 25m の津波によって、甚大な被害が発生しました。（表 2.2 参照）。

また、風水害については、近年、全国的にも大きな被害となる台風等の発生頻度が多くなる傾向にあり、本町においても令和元年東日本台風（台風 19 号）では、浸水等により住家被害 195 棟、非住家被害 129 棟など、多くの被害が発生しました。

表 2.2 東日本大震災による被害

発生日	平成 23 年 3 月 11 日
地震規模	マグニチュード 9.0
最大震度	震度 5 強（大沢）
津波高さ	最大遡上高 25m（大浦）
人的被害	死者 680 人（実際の数） 行方不明者 145 人（実際の数）
住家被害	全壊 2,762 棟、大規模半壊 202 棟、半壊 203 棟、 一部損壊 202 棟、合計 3,347 棟
土木施設	道路・水路 36 件、橋 6 件
避難所収容人数	最大 5,677 人（3 月 15 日）
応急仮設住宅建設戸数	1,940 戸（当初）

（「3・11 残し、語り、伝える 岩手県山田町東日本大震災の記録」に基づく）

表 2.3 主な災害記録（平成 10 年以降）

災害の種類	発生年月日	被害の概要
大雨	平成 10(1998) 8.28~9.1	土砂崩れ 18 件 道路関係（被害額 59,429 千円） 河川関係（被害額 21,716 千円） その他（被害額 11,654 千円） 総雨量 451 mm
大雨	平成 10(1998) 9.30~10.2	床下浸水 6 戸（織笠 2 戸、大沢 1 戸、船越 3 戸） 総雨量 204 mm
大雨	平成 11(1999) 7.13~7.14	道路関係（被害額 152,000 千円） 農林関係（被害額 1,018,700 千円） 水産商工関係（被害額 6,500 千円） 避難勧告（北浜地区 15 世帯、織笠地区 184 世帯）
大雨 （台風 3 号）	平成 12(2000) 7.8~7.9	道路関係（被害額 9,500 千円） 床下浸水 1 戸（豊間根） 総雨量 221 mm
大雨 （台風 6 号）	平成 14(2002) 7.10~7.11	避難勧告 105 世帯 （北浜地区 40 世帯、関谷地区 15 世帯、織笠地区 50 世帯） 床上浸水 3 戸、床下浸水 31 戸 水産関係（被害額 4,500 千円） 道路関係（被害額 27,000 千円） 農林関係（被害額 14,982 千円） その他（被害額 16,000 千円）
大雪	平成 15(2003) 3.7~3.10	積雪 65 cm 停電戸数 4,668 戸 水産被害 漁船転覆 4 隻 国道 45 号線は一時通行止め
地震	平成 15(2003) 5.26	三陸南地震 震度 5 弱 マグニチュード 7.0 人的被害軽傷 4 人 家屋被害 53 戸 公共施設（被害額 92,366 千円）
暴風	平成 16(2004) 8.20	倒木 2 件（被害額 100 千円） 農業被害（野菜、被害額 4,200 千円） トタン屋根剥離 2 件
暴風 波浪	平成 16(2004) 8.30	相撲場屋根破損（被害額 62 千円）
暴風 波浪	平成 16(2004) 9.30	停電船越地区約 200 世帯
暴風 波浪	平成 16(2004) 11.26	道路被害（被害額 76 千円） 公園被害（被害額 71 千円） 漁船転覆 2 隻 住宅屋根瓦飛散 3 件

災害の種類	発生年月日	被害の概要
暴風雪 波浪	平成 17(2005) 1.16	養殖力キ被害（被害額 15,160 千円） 停電船越地区 227 世帯 停電船越地区 354 世帯 県道 2 件通行止
波浪	平成 18(2006) 9.6	小谷烏漁港護岸流出（被害額 520 千円） 養殖施設 被害額 408 千円
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 18(2006) 10.6~10.7	家屋被害 1 戸、床下浸水 1 戸(織笠 1 戸) 道路被害等 12 件（被害額 15,150 千円） 教育施設等被害 3 件（被害額 923 千円） 農林業被害 8 件（被害額 2,300 千円） 水産業被害 6 件（被害額 2,300 千円） 観光施設被害 2 件（被害額 800 千円） 民間施設（被害額 173,839 千円）
津波	平成 18(2006) 10.15~10.16	岩手県沿岸津波注意報（震源は千島列島） 自主避難 11 人(大沢支部 5 人、山田支部 6 人) 最大波高 29 cm
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 18(2006) 12.26~12.28	家屋被害 1 戸 床上浸水 1 戸(豊間根 1 戸) 床下浸水 11 戸(豊間根 6 戸、織笠 5 戸) 倉庫被害 3 戸 道路被害等 18 件被害額（76,850 千円） 教育施設等被害 3 件被害額（923 千円） 農林業被害 11 件被害額（3,100 千円） 水産業被害 1 件被害額（300 千円） 民間施設被害（被害額 450 千円）
津波	平成 19(2007) 1.13	岩手県沿岸津波注意報（震源は北太平洋） 避難者なし、最大波高 20 cm
津波	平成 19(2007) 8.17	太平洋沿岸津波注意報（震源はペルー沿岸） 避難者なし、最大波高 24 cm
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 19(2007) 9.7	床下浸水 4 戸(豊間根 2 戸、山田 2 戸) 通行止め 4 件 断水馬鞍 5 件 自主避難 2 人（豊間根 1 人、山田 1 人） 農林業被害 9 件（被害額 1,750 千円） 道路被害等 15 件（被害額 2,200 千円） 教育施設等被害 1 件（被害額 630 千円） 民間施設（被害額 600 千円）
大雨 洪水	平成 19(2007) 9.17	道路被害等 3 件（被害額 1,400 千円）
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 20(2008) 5.20~5.21	道路被害等 4 件（被害額 1,400 千円）
地震	平成 20(2008) 6.14	岩手宮城内陸地震 自主避難 1 人(山田)

災害の種類	発生年月日	被害の概要
地震	平成 20(2008) 7.24	震度 5 強 軽症 3 人 自主避難 3 人(大沢) 農林業被害 1 件 (被害額 300 千円) 道路被害等 9 件 (被害額 1,250 千円) 教育施設等被害 14 件 (被害額 3,067 千円) 保健福祉関係被害 1 件 (被害額 263 千円) 民間施設 (被害額 620 千円)
大雨	平成 20(2008) 8.24	道路被害等 1 件 (被害額 100 千円)
大雨	平成 20(2008) 8.31~9.1	道路被害等 2 件 (被害額 200 千円)
津波	平成 20(2008) 9.11	太平洋沿岸津波注意報 (震源は十勝沖) 避難者なし、波高の変化なし
大雨 波浪	平成 21(2009) 4.26~4.27	停電 大沢 6 件 道路被害等 6 件 (被害額 950 千円) 小型船舶転覆 (被害額 200 千円)
大雨	平成 21(2009) 6.6~6.7	道路被害等 1 件 (被害額 350 千円)
大雨 洪水 暴風 波浪 高潮	平成 21(2009) 10.8~10.9	床下浸水 3 戸 (豊間根 1 戸、北浜 2 戸)
暴風雪	平成 22(2010) 1.1~1.2	船外機船転覆 1 隻 (被害額 100 千円)
津波	平成 22(2010) 2.28~3.1 (チリ地震津波)	大津波警報発表 大沢地区被害 延縄施設 137 台、筏 210 台 山田地区被害 筏 55 台 船越地区被害 延縄施設 18 台 (被害額総額 65,800 千円)
大雨 洪水	平成 22(2010) 4.28~4.29	水路閉塞 5 件 (被害額 1,200 千円) 路面流出 2 件 (被害額 300 千円) 法面崩壊 1 件 (被害額 4,000 千円)
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 22(2010) 12.22~12.23	床下浸水 1 戸 建設関係被害 10 件 (被害額 5,800 千円) 水産関係被害 107 件 (被害額 10,970 千円)
暴風雪 波浪	平成 22(2010) 12.30~ 平成 23(2011) 1.2	農林関係被害 69 件 (被害額 97,595 千円) 水産関係被害 6 件 (被害額 30,790 千円) 簡易水道施設被害 1 件 (被害額 343 千円) 生涯学習施設被害 1 件 (被害額 210 千円)
津波	平成 23(2011) 3.9	津波注意報 (震度 4 地震発生、震源地は三陸沖) 被害 107 件 (被害額 10,970 千円)

災害の種類	発生年月日	被害の概要
津波 (津波火災)	平成 23(2011) 3.11 (東日本大震災)	地震発生 14:46 (震源地は三陸沖、震源の深さ 24km、地震の規模マグニチュード 9.0、震度 5 強 (大沢)、役場震度計は震度 5 弱) 大津波警報 14:49 遺体収容者数 604 体 死亡者数 676 人 (うち災害関連死亡者 82 人) (うち外国人死亡者 1 人) 安否不明者及び行方不明者 148 人 仮設住宅建設戸数 1,940 戸 建物被害 3,369 棟 (全壊 2,762 棟、大規模半壊 202 棟、半壊 203 棟、一部損壊 202 棟) 津波の高さ 大沢 10m(遡上高)、山田 8 m、織笠 10m(遡上高)、船越 18m(遡上高)、田の浜 20m(遡上高)、大浦 25m(遡上高)、小谷島 ※山田町復興計画より 被害総額 35,435,357 千円 ※津波火災による被害 (東日本大震災で発生した被災地の火災で最大級) ※被害状況等については、H26.10.3 現在
大雨 洪水 暴風 波浪 高潮	平成 23(2011) 9.21~9.22	被害 6 件 (被害額 19,200 千円)
津波	平成 24(2012) 3.14	津波注意報 (震度 2 地震発生、震源は三陸沖) 避難勧告発令 避難者 226 人
地震	平成 24(2012) 3.27	震度 5 弱地震発生 建設関係被害 1 件 (被害額 100 千円) 水道関係被害 2 件 (被害額 200 千円)
暴風	平成 24(2012) 4.3~4.4	建物被害 住家 3 戸、非住家 3 戸 (被害額 901 千円) 建設関係被害 2 件 (被害額 770 千円) 農林関係被害 15 件 (被害額 4,455 千円) 水産商工関係被害 23 件 (被害額 20,200 千円) 教育関係被害 3 件
大雨 洪水 暴風 波浪	平成 24(2012) 5.3~5.4	避難勧告発令 避難者 12 世帯 25 人 建設関係被害 20 件 (被害額 37,520 千円) 農林関係被害 10 件 (被害額 12,585 千円)
津波	平成 24(2012) 8.31~9.1	津波注意報 (震源はフィリピン付近) 避難勧告発令 避難者 75 人
大雨 洪水 暴風 波浪 高潮	平成 24(2012) 9.30~10.1	建設関係被害 2 件 (被害額 230 千円)
大雨 洪水 波浪	平成 24(2012) 12.4	建設関係被害 6 件 (被害額 860 千円) 農林関係被害 5 件 (被害額 3,500 千円) 電話回線不通 130 回線

災害の種類	発生日年月日	被害の概要
津波	平成 24(2012) 12.7	津波注意報（震度 4 地震発生、震源地は三陸沖） 避難勧告発令 避難者 573 人
津波	平成 25(2013) 2.6	津波注意報（震源は南太平洋ソロモン諸島沖） 避難勧告発令 避難者数 1,046 人
暴風雪	平成 25(2013) 3.2	農林関係被害 1 件（被害額 36 千円）
暴風雪	平成 25(2013) 3.10~3.11	負傷者 1 名 農林関係被害 11 件（被害額 5,180 千円）
暴風 波浪	平成 25(2013) 4.6~4.8	建設関係被害 3 件（被害額 720 千円）
大雨 洪水	平成 25(2013) 7.26~7.27	自主避難 3 人（田の浜） 床下浸水 2 戸 建設関係被害 12 件（被害額 3,000 千円） 農林関係被害 2 件
大雨 洪水 暴風 波浪 高潮	平成 25(2013) 10.16~10.17	建物被害 住家 2 戸、非住居 1 戸（被害額 86 千円） 建設関係被害 9 件（被害額 321 千円） 農林関係被害 倒木 5 件 教育関係被害 5 件（被害額 270 千円） 水産関係被害（被害額 15,620 千円） 漁港関係被害 小谷鳥漁港（被害額 700,000 千円）
津波	平成 25(2013) 10.26	津波注意報（震度 2 地震発生、震源地は福島県沖） 避難勧告発令 避難者 9 人
暴風雪 大雪 波浪	平成 26(2014) 2.15~2.17	水産商工関係被害 9 件（被害額 2,360 千円）
暴風雪 大雪 波浪	平成 26(2014) 3.20~3.21	水産商工関係被害 5 件（被害額 8,065 千円）
津波	平成 26(2014) 4.10	津波注意報（震源は南米チリ北部） 避難勧告発令 避難者数 37 人
林野火災	平成 26(2014) 5.14~5.19	馬鞍地区林野火災、山林焼失面積 31.23Ha 被害総額 130,000 千円
津波	平成 26(2014) 7.14	津波注意報（福島県沖 マグニチュード 6.8 地震発生 山田町震度 1） 避難勧告発令 避難者数 58 人
大雨 (台風 18 号)	平成 26(2014) 10.6~10.7	水産商工関係被害 3 件（被害額 1,200 千円）
大雨 (台風 19 号)	平成 26(2014) 10.13~10.14	水産商工関係被害 2 件（被害額 7,127 千円）
暴風雪	平成 26(2014) 12.17~12.18	農林関係被害 3 件（被害額 592 千円） 水産商工関係被害 2 件（被害額 1,000 千円）
暴風雪	平成 27(2015) 1.7	農林関係被害 3 件（被害額 800 千円） 水産商工関係被害 2 件（被害額 1,000 千円） 停電 船越地区他 1,059 戸（最大）
津波	平成 27(2015) 2.17	津波注意報（三陸沖 マグニチュード 6.9 地震発生 山田町震度 3） 避難勧告発令 避難者数 205 人

災害の種類	発生年月日	被害の概要
暴風雪 大雪 波浪	平成 27(2015) 3.9~3.11	建設関係被害 7 件 (被害額 925 千円) 建物関係被害 1 件 (被害額 1,296 千円)
津波	平成 27(2015) 9.18	津波注意報 (震源は南米チリ中部) 避難勧告発令 避難者数 46 人
大雨 暴風 波浪 洪水 高潮 土砂災害 (台風 10 号)	平成 28(2016) 8.30~8.31	住家被害 床下浸水 1 棟 水産関係被害 337 件 (被害額 247,579 千円) 漁港施設被害 1 件 (被害額 200,000 千円) 建設関係被害 31 件 (被害額 19,650 千円) 農林関係被害 9 件 (被害額 32,230 千円) 公共施設被害 2 件 (被害額 1,354 千円) 公営住宅等被害 4 件 (被害額 160 千円) 避難準備情報発令 避難者数 91 名
大雨 洪水 暴風	平成 28(2016) 9.8~9.9	建設関係被害 28 件 (被害額 73,850 千円) 農林関係被害 14 件 (被害額 14,540 千円) 避難準備情報発令、避難勧告発令 79 人
津波	平成 28(2016) 11.22	津波注意報 (福島県沖 マグニチュード 7.3 地震発生 山田町震度 2) 避難勧告発令 避難者数 120 人
大雨 土砂災害 浸水害 洪水 (台風 5 号)	平成 29(2017) 8.8~8.9	避難準備・高齢者等避難開始 避難者数 25 人
大雨 土砂災害 浸水害 洪水 暴風 波浪 (台風 18 号)	平成 29(2017) 9.17~9.18	水産関係被害 3 件 (被害額 320 千円) 建設関係被害 47 件 (被害額 81,803 千円) 農林関係被害 1 件 (被害額 400 千円) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告 避難者数 114 人
大雨 土砂災害 浸水害 暴風 波浪 高潮 (台風 21 号)	平成 29(2017) 10.22~10.23	水産関係被害 7 件 (被害額 57,068 千円) 建設関係被害 14 件 (被害額 70,000 千円) 避難準備・高齢者等避難開始 避難者数 80 人
大雨 土砂災害 浸水害 暴風 波浪 (台風 24 号)	平成 30 (2018) 9.30~10.1	非住家被害 倒壊 1 件 避難準備・高齢者等避難開始 避難者数 100 人

災害の種類	発生年月日	被害の概要
暴風 (台風 25 号)	平成 30 (2018) 10.7	住家被害 一部損壊 10 棟 非住家被害 全壊 5 棟 農業施設 (被害額 5,859 千円) 土木施設 (被害額 5,242 千円) 公営住宅施設 (被害額 2,896 千円) 学校施設 (被害額 5,633 千円) その他公共施設 (被害額 1,751 千円) 停電戸数 町内約 2,700 戸 (船越、織笠、山田)
大雨 洪水 土砂災害 浸水害 暴風 波浪 高潮 (台風 19 号)	令和元 (2019) 10.12~10.14 (令和元年東日本 台風)	住家被害 195 棟 (全壊 14 棟、大規模半壊 12 棟、半壊 51 棟、 一部損壊 118 棟) 非住家被害 129 棟 (全壊 3 棟、大規模半壊 5 棟、半壊 4 棟、 一部損壊 117 棟) 1 時間最大雨量 77.5mm (10 月 13 日午前 1 時) 累計雨量 343.5mm (10 月 12 日~13 日の 48 時間累計) 避難勧告等の発令状況 【警戒レベル 3】避難準備・高齢者等避難開始 (12 日午後 4 時) 【警戒レベル 4】避難勧告 (12 日午後 6 時) 【警戒レベル 4】避難指示 (緊急) (13 日午前 0 時 27 分) 【警戒レベル 5】災害発生情報発令 (13 日午前 1 時 30 分) 最大避難者数 311 世帯 635 人 (10 月 13 日午前 5 時) 被害総額 3,278,799 千円 (令和元年第 4 回山田町議会定例会 行政報告より)

(「山田町地域防災計画」に基づく)

2 想定するリスク

本計画で対象とするリスク（災害等）は、既往被害や想定される被害を踏まえつつ、ガイドラインで示されている大規模自然災害を基本とし、県地域計画や地域防災計画等を参考として、以下の災害リスクを想定します。なお、大規模な地震災害と水害が同じタイミングで発生することや、感染症の流行と水害等の大規模自然災害が同時に発生するなどの複合災害も想定することとします。

災害の種類	想定する災害・規模等
地震・津波	<ul style="list-style-type: none">・東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波） （マグニチュード 9.0、最大震度 7、津波高さ 8.5m以上）・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・大規模地震による地すべり等土砂災害
風水害・土砂災害	<ul style="list-style-type: none">・アイオン台風（S23.9.16） （最大日降水量 285.2mm）・想定最大規模相当の降雨による河川の氾濫・洪水や内水による大規模浸水・特別警報の指標相当の大雨などによる大規模な土石流・崖崩れなどの土砂災害
林野火災	<ul style="list-style-type: none">・三陸フェーン火災（S36.5.30）
複合災害	<ul style="list-style-type: none">・大規模地震発生前後の豪雨・台風等による洪水や土砂災害等による被害の拡大・疫病や感染症等の流行時に大規模自然災害が発生し、避難先の避難所等で疫病や感染症の拡大

第3章 国土強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の基本方針

国土強靱化は、基本計画や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）」（以下「ガイドライン」という。）に示されるように、地域のリスク・脆弱性に対して、短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取り組みの実施、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な取り組みの推進、自助・共助・公助の適切な組み合わせによる連携・役割分担の明確化等の基本的な方針に基づいて取り組みを推進するものです。

県地域計画との整合性を踏まえ、基本方針を以下に示します。

●強靱化に向けた取り組み姿勢

- 東日本大震災津波の経験や人口減少問題などあらゆる側面から検討
社会経済システムの存立を脅かす原因として何が存在しているのかを、東日本大震災津波の経験や人口減少問題をはじめとするあらゆる側面から検討し、取り組みにあたります。
- 経済社会システムの信頼性と活力を高め、潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化
災害に強い町土づくりを進めることにより、経済社会システムの信頼性と活力を高めるとともに、本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

●適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ
ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 関係者相互の連携協力
国、県、民間事業者、町民等、関係者相互の連携協力により取り組みを進めます。
- 非常時のみならず平時にも有効活用
非常時のみならず、平時にも有効活用できる対策となるよう工夫します。

●効果的・効率的な施策の推進

- 効果的かつ効率的な施策の推進
人口減少等に起因する町民の需要の変化等を踏まえ、効果的かつ効率的な施策を推進します。
- 国の施策、既存の社会資本、民間資金の活用
国の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の活用等を推進します。

●特性に応じた施策の推進

- 東日本大震災津波の経験等を踏まえた施策の推進
震災の経験等を踏まえた施策を推進します。

○ 現状に即した仕組みづくり

「山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進します。

●SDGs（持続可能な開発目標）に係る事項

SDGsがめざす、持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要です。特に、ゴール 11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」は、本計画との親和性が高く、本計画の取り組みにおいても、SDGsの目標を意識しながら、取り組みを推進します。

SDGs（Sustainable Development Goals）とは

2015年9月の国連サミットで、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットにより構成されています。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取り組みを促進することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 目標設定の背景

本町ではこれまで、地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、事前に災害に備えることによって被害の状況が大きく異なります。

大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等のさまざまな危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。

東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を待たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、地域づくりとして行っていく必要があります。

3 基本目標

「2 目標設定の背景」を踏まえ、本町の強靱化を推進するため、基本目標として以下のとおり設定します。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする
- (5) 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

上記を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するものです。

4 事前に備えるべき目標

「2 目標設定の背景」を踏まえ、5つの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標について、県地域計画及び最新の基本計画に基づいて、次のとおり設定します。

- ① 人命の保護を最大限図る
- ② 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を維持する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- ⑥ 必要最低限のライフライン・交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

第4章 脆弱性評価及び強靱化の推進方針

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するために、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び施策分野を設定し、現状の取り組みにおける脆弱性について評価し、評価の結果に基づき国土強靱化の推進方針及び指標目標を定めました。

1 リスクシナリオと施策分野の設定

（1）リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標を達成するうえで、本町で想定される災害リスクに起因して発生することが懸念される回避すべき事態として、基本計画及び県地域計画と調和が保たれるように、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します（P20 表 4.1）。

（2）施策分野

基本計画の 17 の施策分野（12 の個別施策分野、5 の横断的分野）、及び県地域計画の 10 の施策分野（5 の個別施策分野、5 の横断的分野）を参考とし、町の組織構成を考慮の上、施策分野を次の通り設定します。

個別施策分野	① 行政機能・情報通信 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉 ④ 産業・農林水産 ⑤ 国土保全・交通 ⑥ 環境
横断的分野	⑦ リスクコミュニケーション ⑧ 人材育成・防災教育 ⑨ 老朽化対策

表 4.1 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	人命の保護を最大限図る	1-1	建築物の大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設等の大規模火災による死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動を迅速に行うとともに、被災者等の健康・生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、感染症の感染拡大等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を維持する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
5	地域経済システムを機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	必要最低限のライフライン・交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	6-1	電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		6-2	上下水道等の長時間にわたる供給・機能停止
		6-3	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-2	大規模災害後の避難所等での感染症のクラスター発生・感染拡大
		7-3	大規模地震後の複合災害による被害の拡大
8	地域社会・経済を迅速に再建・回復する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
		8-6	各種産業施設の大規模被害により復興が遅れる事態

2 脆弱性評価結果及び推進方針

脆弱性の評価は、設定したリスクシナリオの回避（リスクの一部低減も含む）に寄与する本町の既往の取り組みについて、その進捗状況等を整理・分析し、総合計画や地域防災計画、関係機関等との連携、本町の実情などの観点も踏まえて実施しました。

また、脆弱性評価の結果に基づき、本町の基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から強化を図るために必要となる施策について、総合計画や地域防災計画、関係機関等との連携、本町の実情などの観点を踏まえ、国土強靱化の推進方針及び指標目標を定めました。

目標 1 人命の保護を最大限図る

1-1 建築物の大規模倒壊による死傷者の発生

脆弱性の評価結果

①適正な公営住宅の管理（総合計画 2-2-2）

- ・災害復興公営住宅の完成により、町営住宅全体の管理戸数が増加したことから、老朽化した町営住宅集約や用途廃止を図る必要があります。

②住宅の耐震化の促進（総合計画 2-2-2）

- ・民間住宅等においては、大規模地震への備えとして、地震に対する安全性の向上を図る必要があります。

③宅地の耐震化の促進（総合計画 2-2-2）

- ・大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップに記載した造成地の状況把握に努める必要があります。
- ・液状化のおそれのある土地について、町民へ周知を図る必要があります。

④避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に対し、適切な災害応急対応が実施できる体制を整備する必要があります。

⑤消防体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心を確保するため、消防体制の充実に努める必要があります。

⑥空き家対策の促進（都市計画マスタープラン）

- ・地震や火災などの災害時に倒壊し、避難の妨げとなる可能性がある空き家について、対策を講じる必要があります。

⑦公共施設の耐震化・長寿命化

- ・公共施設は、通常利用のほか、災害時には避難所や救援活動拠点として利用されることから、耐震化や長寿命化に努める必要があります。

⑧庁舎の耐震化・建替えの検討

- ・本庁舎の耐震化及び建替えについて、検討する必要があります。

⑨各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①適正な公営住宅の管理（総合計画 2-2-2）

- ・災害復興公営住宅の一般化を進めるとともに、耐用年数を超え、老朽化の著しい町営住宅の集約や用途廃止を図りながら、適正な住宅管理に努めます。

②住宅の耐震化の促進（総合計画 2-2-2）

- ・木造住宅の耐震性を確保するため、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、木造住宅耐震診断事業等により必要に応じた改修実施を促進します。

③宅地の耐震化の促進（総合計画 2-2-2）

- ・大規模盛土造成地マップに記載した造成地の安全性の把握に努めるとともに、液状化のおそれのある土地の周知を図るため、国の手引きに基づき、液状化ハザードマップの作成に努めます。

④避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を関係機関と共有するとともに、災害発生時には、従事する者の安全確保に十分に配慮して、避難行動要支援者への災害応急対策を実施します。

⑤消防体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・広域消防と消防団の連携を強化し、消防団員の確保と災害活動の拠点となる消防防災施設等（消防屯所、消防ポンプ自動車、消防水利（防火水槽・消火栓）、小型動力ポンプ）の整備に努めます。

- ・消防団の充実強化を進めるとともに、行政、消防、自主防災組織等の関係機関と一体となって地域の防災体制や防災機能の強化を図ります。

⑥空き家対策の促進（都市計画マスタープラン）

- ・地震や火災などの災害時に倒壊し、避難の妨げとなる可能性がある空き家の発生抑止や、適正な維持管理等を促進します。

⑦公共施設の耐震化・長寿命化

- ・災害時には避難所や救援活動拠点として利用される公共施設の安全性を高めるため、耐震化及び長寿命化を進めます。

⑧庁舎の耐震化・建替えの検討

- ・老朽化が進んでいる本庁舎の耐震化及び建替えについて、対応方針をケース別に検討します。

⑨各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・木造住宅耐震診断助成事業 11戸（R1）→ 30戸（R7）
- ・木造住宅耐震改修助成事業 0戸（R1）→ 5戸（R7）

1-2 不特定多数が集まる施設等の大規模火災による死傷者の発生

脆弱性の評価結果

①土地区画整理事業による都市機能強化（総合計画 2-2-1）

- ・災害時における市街地の延焼防止を図るため、都市基盤整備を推進する必要があります。

②都市公園の整備（総合計画 2-2-1）

- ・災害時の避難場所となる公園の適正な維持管理及び整備に努める必要があります。

③避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・町民が迅速かつ安心して避難ができるよう、避難体制の充実を図る必要があります。

④避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に対し、適切な災害応急対応が実施できる体制を整備する必要があります。

⑤消防体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心を確保するため、消防体制の充実に努める必要があります。

⑥救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急体制の充実に努める必要があります。

⑦地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

⑧防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して、防災に関する知識の普及啓発を推進する必要があります。

⑨空き家対策の促進（都市計画マスタープラン）

- ・地震や火災などの災害時に倒壊し、避難の妨げとなる可能性がある空き家について、対策を講じる必要があります。

⑩防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。

⑪公共施設の耐震化・長寿命化

- ・公共施設は、通常利用のほか、災害時には避難所や救援活動拠点として利用されることから、耐震化や長寿命化に努める必要があります。

⑫各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①土地区画整理事業による都市機能強化（総合計画 2-2-1）

- ・土地区画整理事業の実施による道路拡幅や住宅密集地の解消による都市基盤強化を図ります。

②都市公園の整備（総合計画 2-2-1）

- ・災害時の避難場所となる公園の日常点検を実施し、安全な利用環境の確保に努めます。

③避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・地域防災計画の見直しにより各種災害に応じた避難所を指定し、情報伝達体制や避難所運営体制の整備に努め、町民が迅速かつ安心して避難ができるよう避難体制の充実を図ります。

④避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を関係機関と共有します。また、災害発生時には、従事する者の安全確保に配慮して、避難行動要支援者への災害応急対策を実施します。

⑤消防体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・広域消防と消防団の連携を強化し、消防団員の確保と災害活動の拠点となる消防防災施設等（消防屯所、消防ポンプ自動車、消防水利（防火水槽・消火栓）、小型動力ポンプ）の整備に努めます。
- ・消防団の充実強化を進めるとともに、行政、消防、自主防災組織等の関係機関と一体となって地域の防災体制や防災機能の強化を図ります。

⑥救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急活動の要である高規格救急車を更新整備し、救命率の向上に努めます。

⑦地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

⑧防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・避難、応急救護などを対象とする総合防災訓練の実施により、町民に対する防災知識の普及啓発に努めます。
- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発に努めます。

⑨空き家対策の促進（都市計画マスタープラン）

- ・地震や火災などの災害時に倒壊し、避難の妨げとなる可能性がある空き家の発生抑止や、適正な維持管理等を促進します。

⑩防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

⑪公共施設の耐震化・長寿命化

- ・災害時には避難所や救援活動拠点として利用される公共施設の安全性を高めるため、耐震化及び長寿命化を進めます。

⑫各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・消防団員の充足率 76.8% (R1) → 80.0% (R7)
- ・消防水利の充足率 84.0% (R1) → 90.0% (R7)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価結果

①津波・高潮対策施設の整備促進（総合計画 4-1-1）

- ・津波災害や高潮被害から地域を守るため、津波・高潮対策施設の整備促進に努める必要があります。
- ・県管理漁港海岸防潮堤の早期完成に努める必要があります。

②ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・災害発生時に安全な場所に避難できるよう、ハザードマップを更新する必要があります。

③地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

④避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・町民が迅速かつ安心して避難ができるよう、避難体制の充実を図る必要があります。

⑤避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・ 避難行動要支援者に対し、適切な災害応急対応が実施できる体制を整備する必要があります。

⑥防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・ 自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して、防災に関する知識の普及啓発を推進する必要があります。

⑦津波避難計画の策定（都市計画マスタープラン）

- ・ 町民の円滑かつ安全な避難の確保のため、津波避難計画を策定する必要があります。

⑧災害リスクの高い地域への建築制限（都市計画マスタープラン）

- ・ 津波、洪水による浸水リスクや土砂災害リスクが高いエリアにおいては、住宅建築を制限する必要があります。

⑨防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・ 大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。

⑩防潮堤、水門の長寿命化

- ・ 防潮堤、水門など防御施設の長寿命化に努める必要があります。

⑪防災系統緑地の充実

- ・ 地震、津波、水害等の災害に対する安全性の向上に努める必要があります。

⑫各自治体・関係機関との連携強化

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①津波・高潮対策施設の整備促進（総合計画 4-1-1）

- ・ 二級河川の関口川及び織笠川については、津波災害や高潮被害から地域を守るため、防潮水門の整備を中心とした三陸高潮対策事業（県事業）の促進に努めます。
- ・ 県管理の漁港海岸防潮堤が早期に完成するよう県と連携を図ります。

②ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・ 自分が暮らす地域には、どのような災害の危険性があるかを一人ひとりが認識し、災害発生時に安全な場所に避難できるようハザードマップの更新を図ります。

③地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・ 自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

④避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・ 地域防災計画の見直しにより各種災害に応じた避難所を指定し、情報伝達体制や避難所運営体制の整備に努め、町民が迅速かつ安心して避難ができるよう避難体制の充実を図ります。

⑤避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・ 避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を関係機関と共有します。また、災害発生時には、従事する者の安全確保に配慮して、避難行動要支援者への災害応急対策を実施します。

⑥防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・ 避難、応急救護などを対象とする総合防災訓練の実施により、町民に対する防災知識の普及啓発に努めます。
- ・ 自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発に努めます。

⑦津波避難計画の策定（都市計画マスタープラン）

- ・ 町民の円滑かつ安全な避難の確保のため、県による津波シミュレーションによる浸水想定区域を踏まえた津波避難計画を作成し、津波による人的被害の軽減に努めます。

⑧災害リスクの高い地域への建築制限（都市計画マスタープラン）

- ・ 津波、洪水による浸水リスク、または土砂災害リスクが高いエリアにおいては、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域の指定による建築制限を実施します。

⑨防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・ 大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

⑩防潮堤、水門の長寿命化

- ・ 防潮堤、水門など防御施設の長寿命化に努め、水害被害の軽減を図ります。

⑪防災系統緑地の充実

- ・ 防災系統緑地の充実を図り、地震、津波、水害等への災害安全性の向上に努めます。

⑫各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性の評価結果

①環境保全対策の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全や温暖化対策などの取り組みを総合的、体系的に進めていく必要があります。

②環境学習の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高める必要があります。

③土砂災害や排水不良への対策（総合計画 4-1-1）

- ・令和元年東日本台風で被災した準用河川等については、河川改修や河道掘削等の対策を中心に改良整備を順次進める必要があります。
- ・土砂災害や排水不良による住宅の浸水被害を、未然に防止する取り組みに努める必要があります。

④ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・災害発生時に安全な場所に避難できるよう、ハザードマップを更新する必要があります。

⑤地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

⑥避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・町民が迅速かつ安心して避難ができるよう、避難体制の充実を図る必要があります。

⑦避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に対し、適切な災害応急対応が実施できる体制を整備する必要があります。

⑧防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して、防災に関する知識の普及啓発を推進する必要があります。

⑨災害リスクの高い地域への建築制限（都市計画マスタープラン）

- ・津波、洪水による浸水リスクや土砂災害リスクが高いエリアにおいては、住宅建築を制限する必要があります。

⑩防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。

⑪河川施設の長寿命化

- ・市街地等の浸水を防ぐため、河川施設の長寿命化に努める必要があります。

⑫雨水排水施設の長寿命化

- ・市街地等の浸水を防ぐため、雨水排水施設の長寿命化に努める必要があります。

⑬調整池の長寿命化

- ・市街地等の浸水を防ぐため、調整池の長寿命化に努める必要があります。

⑭各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①環境保全対策の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全や温暖化対策などの取り組みを総合的、体系的に進めるため、環境基本計画の見直しを実施します。

②環境学習の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高めるため、児童期からの環境学習を促進します。

③土砂災害や排水不良への対策（総合計画 4-1-1）

- ・令和元年東日本台風で被災した準用河川等については、河川改修や河道掘削等の対策を中心に改良整備を順次進めます。
- ・土砂災害や排水不良による住宅の浸水被害を防止するため、排水施設の整備や土砂等の流入防止対策を行うとともに、砂防堰堤や治山施設（県事業）の早期整備について要望します。

④ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・自分が暮らす地域には、どのような災害の危険性があるかを一人ひとりが認識し、災害発生時に安全な場所に避難できるようハザードマップの更新を図ります。

⑤地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

⑥避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・地域防災計画の見直しにより各種災害に応じた避難所を指定し、情報伝達体制や避難所運営体制の整備に努め、町民が迅速かつ安心して避難ができるよう避難体制の充実を図ります。

⑦避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を関係機関と共有します。また、災害発生時には、従事する者の安全確保に配慮して、避難行動要支援者への災害応急対策を実施します。

⑧防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・避難、応急救護などを対象とする総合防災訓練の実施により、町民に対する防災知識の普及啓発に努めます。
- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発に努めます。

⑨災害リスクの高い地域への建築制限（都市計画マスタープラン）

- ・津波、洪水による浸水リスク、または土砂災害リスクが高いエリアにおいては、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域の指定による建築制限を実施します。

⑩防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

⑪河川施設の長寿命化

- ・河川施設の長寿命化に努め、市街地の浸水リスクの軽減を図ります。

⑫雨水排水施設の長寿命化

- ・雨水排水施設の長寿命化に努め、市街地の浸水リスクの軽減を図ります。

⑬調整池の長寿命化

- ・調整池の長寿命化に努め、市街地の浸水リスクの軽減を図ります。

⑭各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



1-5 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

脆弱性の評価結果

①環境保全対策の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全や温暖化対策などの取り組みを総合的、体系的に進めていく必要があります。

②環境学習の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高める必要があります。

③がけ地近接等危険住宅移転事業（総合計画 2-2-1）

- ・土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅を解消する必要があります。

④土砂災害や排水不良への対策（総合計画 4-1-1）

- ・令和元年東日本台風で被災した準用河川等については、河川改修や河道掘削等の対策を中心に改良整備を順次進める必要があります。
- ・土砂災害や排水不良による住宅の浸水被害を、未然に防止する取り組みに努める必要があります。

⑤ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・災害発生時に安全な場所に避難できるよう、ハザードマップを更新する必要があります。

⑥地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

⑦避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・町民が迅速かつ安心して避難ができるよう、避難体制の充実を図る必要があります。

⑧避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に対し、適切な災害応急対応が実施できる体制を整備する必要があります。

⑨防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して、防災に関する知識の普及啓発を推進する必要があります。

⑩災害リスクの高い地域への建築制限（都市計画マスタープラン）

- ・津波、洪水による浸水リスクや土砂災害リスクが高いエリアにおいては、住宅建築を制限する必要があります。

⑪防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。

⑫土砂災害対策施設の長寿命化

- ・土砂災害を防ぐため、土砂災害対策施設の長寿命化に努める必要があります。

⑬各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①環境保全対策の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全や温暖化対策などの取り組みを総合的、体系的に進めるため、環境基本計画の見直しを実施します。

②環境学習の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高めるため、児童期からの環境学習を促進します。

③がけ地近接等危険住宅移転事業（総合計画 2-2-1）

- ・土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅を解消するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の推進に努めます。

④土砂災害や排水不良への対策（総合計画 4-1-1）

- ・土砂災害や排水不良による住宅の浸水被害を防止するため、排水施設の整備や土砂等の流入防止対策を行うとともに、砂防堰堤や治山施設（県事業）の早期整備について要望します。

⑤ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・自分が暮らす地域には、どのような災害の危険性があるかを一人ひとりが認識し、災害発生時に安全な場所に避難できるようハザードマップの更新を図ります。

⑥地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

⑦避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・地域防災計画の見直しにより各種災害に応じた避難所を指定し、情報伝達体制や避難所運営体制の整備に努め、町民が迅速かつ安心して避難ができるよう避難体制の充実を図ります。

⑧避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を関係機関と共有します。また、災害発生時には、従事する者の安全確保に配慮して、避難行動要支援者への災害応急対策を実施します。

⑨防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・避難、応急救護などを対象とする総合防災訓練の実施により、町民に対する防災知識の普及啓発に努めます。
- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発に努めます。

⑩災害リスクの高い地域への建築制限（都市計画マスタープラン）

- ・津波、洪水による浸水リスク、または土砂災害リスクが高いエリアにおいては、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域の指定による建築制限を実施します。

⑪防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

⑫土砂災害対策施設の長寿命化

- ・土砂災害対策施設の長寿命化に努め、土砂災害のリスクの軽減を図ります。

⑬各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



目標 2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性の評価結果

- ①道路網の整備（総合計画 2-1-1）
 - ・町道の計画的な整備を推進する必要があります。
- ②道路施設の長寿命化対策の推進（総合計画 2-1-1）
 - ・橋りょうなど道路施設の長寿命化に努める必要があります。
- ③上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）
 - ・安全で安心な水を安定的に供給するため、地震災害に強い管路の構築を図る必要があります。
- ④備蓄・防災資機材の充実（総合計画 4-1-1）
 - ・災害に備えて必要物資及び非常食を備蓄する必要があります。
- ⑤災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）
 - ・大規模災害時において、他市町村に対し応援を要請するための体制づくりを進める必要があります。
- ⑥関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）
 - ・災害時の迅速かつ的確な対応ができる体制を整える必要があります。
- ⑦防災教育・訓練の実施（地域防災計画）
 - ・大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。
- ⑧被災者に対する食糧供給
 - ・被災時の食糧供給体制を整備する必要があります。
- ⑨災害活動拠点の事前準備
 - ・被災時の各種支援の拠点となる用地を事前に準備しておく必要があります。
- ⑩給水車両整備の検討
 - ・被災者に対する給水を迅速かつ的確に実施するため、給水車両の整備について検討する必要があります。

⑪各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①道路網の整備（総合計画 2-1-1）

- ・町道の計画的な整備を推進することにより、生活の利便性と安全性の向上を図るとともに、災害時に町民の生命を繋ぐ道の維持確保を図ります。

②道路施設の長寿命化対策の推進（総合計画 2-1-1）

- ・国の交付金事業等を活用し、橋りょうなど道路施設の長寿命化を推進します。

③上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

- ・安全で安心な水を安定的に供給するため、老朽管から耐震管への布設替えを進め、地震災害に強い管路の構築を図ります。

④備蓄・防災資機材の充実（総合計画 4-1-1）

- ・災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要物資及び非常食の備蓄を継続的に推進するとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進します。

⑤災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、町単独では迅速かつ十分な応急対策・対応が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定の締結を進めます。

⑥関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、各種関連対応マニュアル等の計画的な整備を推進します。

⑦防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

⑧被災者に対する食糧供給

- ・被災時において、被災者等に対する食糧を迅速かつ円滑に供給できるよう、体制の整備に努めます。

⑨災害活動拠点の事前準備

- ・被災時の各種支援計画を策定し、必要に応じた協力協定・覚書の締結等事前準備に努めます。

⑩給水車両整備の検討

- ・給水車両の必要性を検討し、必要に応じて整備を進めます。

⑪各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・町道の改良済延長 160 km (R1) → 173 km (R7)
- ・補修が必要な橋りょう数 20 橋 (R1) → 3 橋 (R7)
- ・主要な水道管路の耐震化率 76.6% (R1) → 82.5% (R7)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

脆弱性の評価結果

①道路網の整備（総合計画 2-1-1）

- ・町道の計画的な整備を推進する必要があります。

②道路施設の長寿命化対策の推進（総合計画 2-1-1）

- ・橋りょうなど道路施設の長寿命化に努める必要があります。

③備蓄・防災資機材の充実（総合計画 4-1-1）

- ・災害に備えて必要物資及び非常食を備蓄する必要があります。

④地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

⑤ヘリポートの整備

- ・広域的かつ機動的な対応として、ヘリポートの整備を検討する必要があります。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きて、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①道路網の整備（総合計画 2-1-1）

- ・町道の計画的な整備を推進することにより、生活の利便性と安全性の向上を図るとともに、災害時に町民の生命を繋ぐ道の維持確保を図ります。

②道路施設の長寿命化対策の推進（総合計画 2-1-1）

- ・国の交付金事業等を活用し、橋りょうなど道路施設の長寿命化を推進します。

③備蓄・防災資機材の充実（総合計画 4-1-1）

- ・災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要物資及び非常食の備蓄を継続的に推進するとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進します。

④地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

⑤ヘリポートの整備

- ・防災ヘリコプター等活動計画に沿って、必要に応じてヘリポートの整備を進めます。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・町道の改良済延長 160 km (R1) → 173 km (R7)
- ・補修が必要な橋りょう数 20 橋 (R1) → 3 橋 (R7)

2-3 消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

脆弱性の評価結果

①太陽光発電設備の導入促進（総合計画 2-4-2）

- ・環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す必要があります。

②消防体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心を確保するため、消防体制の充実に努める必要があります。

③救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急体制の充実に努める必要があります。

④地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

⑤災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、他市町村に対し応援を要請するための体制づくりを進める必要があります。

⑥災害活動拠点の事前準備

- ・被災時の各種支援の拠点となる用地を事前に準備しておく必要があります。

⑦各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①太陽光発電設備の導入促進（総合計画 2-4-2）

- ・環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すため、太陽光設備導入促進に努めます。

②消防体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・広域消防と消防団の連携を強化し、消防団員の確保と災害活動の拠点となる消防防災施設等（消防屯所、消防ポンプ自動車、消防水利（防火水槽・消火栓）、小型動力ポンプ）の整備に努めます。
- ・消防団の充実強化を進めるとともに、行政、消防、自主防災組織等の関係機関と一体となって地域の防災体制や防災機能の強化を図ります。

③救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急活動の要である高規格救急車を更新整備し、救命率の向上に努めます。

④地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

⑤災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、町単独では迅速かつ十分な応急対策・対応が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定の締結を進めます。

⑥災害活動拠点の事前準備

- ・被災時の各種支援計画を策定し、必要に応じた協力協定・覚書の締結等事前準備に努めます。

⑦各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・消防団員の充足率 76.8% (R1) → 80.0% (R7)
- ・消防水利の充足率 84.0% (R1) → 90.0% (R7)

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

脆弱性の評価結果

①医療体制の充実（総合計画 1-1-2）

- ・医師不足の解消及び医療体制の充実に努める必要があります。

②介護保険事業の円滑な実施（総合計画 1-2-2）

- ・災害時においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する必要があります。

③道路網の整備（総合計画 2-1-1）

- ・町道の計画的な整備を推進する必要があります。

④道路施設の長寿命化対策の推進（総合計画 2-1-1）

- ・橋りょうなど道路施設の長寿命化に努める必要があります。

⑤三陸道山田北インターチェンジフル化に向けた要望強化（総合計画 2-1-1）

- ・災害時に町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な三陸沿岸道路の、山田北インターチェンジフル化に向けた取り組みを進める必要があります。

⑥救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急体制の充実に努める必要があります。

⑦医療・保健・福祉の連携強化

- ・地域包括ケアシステムの一環として、医療・保健・福祉の連携体制を構築しており、災害発生時においても円滑な連携が図れるよう、体制を強化していく必要があります。

⑧福祉避難所の設置

- ・発災時又は避難勧告等を発令した場合は、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する必要があります。

⑨災害活動拠点の事前準備

- ・被災時の各種支援の拠点となる用地を事前に準備しておく必要があります。

⑩各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①医療体制の充実（総合計画 1-1-2）

- ・地域医療の中核となる県立山田病院の診療体制を充実するとともに、町内の医療機関の協力を得ながら、新たな医師の招へいに努めます。
- ・災害時を含む地域医療体制の充実を図るため、新規診療所の開業を支援します。

②介護保険事業の円滑な実施（総合計画 1-2-2）

- ・災害時においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画の策定、研修や訓練の実施等に対する支援に努めます。

③道路網の整備（総合計画 2-1-1）

- ・町道の計画的な整備を推進することにより、生活の利便性と安全性の向上を図るとともに、災害時に町民の生命を繋ぐ道の維持確保を図ります。

④道路施設の長寿命化対策の推進（総合計画 2-1-1）

- ・国の交付金事業等を活用し、橋りょうなど道路施設の長寿命化を推進します。

⑤三陸道山田北インターチェンジフル化に向けた要望強化（総合計画 2-1-1）

- ・災害時に町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な三陸沿岸道路の、山田北インターチェンジフル化に向けた取り組みを強化します。

⑥救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急活動の要である高規格救急車を更新整備し、救命率の向上に努めます。

⑦医療・保健・福祉の連携強化

- ・地域包括ケアシステムの推進による医療・保健・福祉の連携強化に努めます。

⑧福祉避難所の設置

- ・福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努めます。

⑨災害活動拠点の事前準備

- ・被災時の各種支援計画を策定し、必要に応じた協力協定・覚書の締結等事前準備に努めます。

⑩各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・町道の改良済延長 160 km (R1) → 173 km (R7)
- ・補修が必要な橋りょう数 20 橋 (R1) → 3 橋 (R7)

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

脆弱性の評価結果

①感染症感染拡大の防止（総合計画 1-1-1）

- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防及びまん延を防止する取り組みに努める必要があります。
- ・国や県及び医療機関と円滑な連携を図るため、体制を整備する必要があります。

②医療体制の充実（総合計画 1-1-2）

- ・医師不足の解消及び医療体制の充実に努める必要があります。

③上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

- ・安全で安心な水を安定的に供給するため、地震災害に強い管路の構築を図る必要があります。

④公共下水道事業の推進（総合計画 2-3-2）

- ・下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と耐震対策を考慮した整備に努める必要があります。

⑤救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急体制の充実に努める必要があります。

⑥災害活動拠点の事前準備

- ・被災時の各種支援の拠点となる用地を事前に準備しておく必要があります。

⑦各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①感染症感染拡大の防止（総合計画 1-1-1）

- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防及びまん延を防止するために、感染対策の情報を共有するとともに、感染症対策の周知に努めます。
- ・国や県及び医療機関と連携し、ワクチン接種を適時適切に受けることができるよう、体制の確保に努めます。

②医療体制の充実（総合計画 1-1-2）

- ・地域医療の中核となる県立山田病院の診療体制を充実するとともに、町内の医療機関の協力を得ながら、新たな医師の招へいに努めます。
- ・災害時を含む地域医療体制の充実を図るため、新規診療所の開業を支援します。

③上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

- ・安全で安心な水を安定的に供給するため、老朽管から耐震管への布設替えを進め、地震災害に強い管路の構築を図ります。

④公共下水道事業の推進（総合計画 2-3-2）

- ・下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と耐震対策を考慮した整備に努めます。

⑤救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急活動の要である高規格救急車を更新整備し、救命率の向上に努めます。

⑥災害活動拠点の事前準備

- ・被災時の各種支援計画を策定し、必要に応じた協力協定・覚書の締結等事前準備に努めます。

⑦各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・主要な水道管路の耐震化率 76.6% (R1) → 82.5% (R7)
- ・汚水処理人口普及率 73.8 % (R1) → 89.8 % (R7)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、感染症の感染拡大等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性の評価結果

①感染症感染拡大の防止（総合計画 1-1-1）

- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防及びまん延を防止する取り組みに努める必要があります。

・国や県及び医療機関と円滑な連携を図るため、体制を整備する必要があります。

②医療体制の充実（総合計画 1-1-2）

・医師不足の解消及び医療体制の充実に努める必要があります。

③コミュニティ施設の充実（総合計画 1-4-1）

・円滑な避難所運営が図られるよう、コミュニティ施設の適切な維持・管理に努めるとともに、老朽化した施設の建替えを進める必要があります。

④上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

・安全で安心な水を安定的に供給するため、地震災害に強い管路の構築を図る必要があります。

⑤公共下水道事業の推進（総合計画 2-3-2）

・下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と耐震対策を考慮した整備に努める必要があります。

⑥救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急体制の充実に努める必要があります。

⑦関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

・災害時の迅速かつ的確な対応ができる体制を整える必要があります。

⑧各自治体・関係機関との連携強化

・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①感染症感染拡大の防止（総合計画 1-1-1）

・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防及びまん延を防止するために、感染対策の情報を共有するとともに、感染症対策の周知に努めます。

・国や県及び医療機関と連携し、ワクチン接種を適時適切に受けることができるよう、体制の確保に努めます。

②医療体制の充実（総合計画 1-1-2）

・地域医療の中核となる県立山田病院の診療体制を充実するとともに、町内の医療機関の協力を得ながら、新たな医師の招へいに努めます。

・災害時を含む地域医療体制の充実に努めるため、新規診療所の開業を支援します。

③コミュニティ施設の充実（総合計画 1-4-1）

- ・コミュニティ活動の拠点であり、大規模災害時には避難所ともなるコミュニティ施設について、トイレの改修やエアコン設置をはじめとした維持・管理に努めるとともに、老朽化した施設の建替えを進めます。

④上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

- ・安全で安心な水を安定的に供給するため、老朽管から耐震管への布設替えを進め、地震災害に強い管路の構築を図ります。

⑤公共下水道事業の推進（総合計画 2-3-2）

- ・下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と耐震対策を考慮した整備に努めます。

⑥救急体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害時の迅速な対応や増加する救急業務に対応するため、救急活動の要である高規格救急車を更新整備し、救命率の向上に努めます。

⑦関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、各種関連対応マニュアル等の計画的な整備を推進します。

⑧各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・主要な水道管路の耐震化率 76.6%（R1）→82.5%（R7）
- ・汚水処理人口普及率 73.8 %（R1）→ 89.8 %（R7）

目標 3 必要不可欠な行政機能を維持する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性の評価結果

- ①災害時危機管理体制の充実（総合計画 4-1-2）
 - ・災害発生時における初動・応急・復旧に対応できる体制を整える必要があります。
- ②災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）
 - ・大規模災害時において、他市町村に対し応援を要請するための体制づくりを進める必要があります。
- ③業務継続計画（BCP）の策定（地域防災計画）
 - ・災害時においても重要な業務を継続し、町民の安全を確保するため、業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。
- ④非常用電源の確保（地域防災計画）
 - ・重要な拠点施設等における非常用発電設備の整備に取り組む必要があります。
- ⑤関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）
 - ・災害時の迅速かつ的確な対応ができる体制を整える必要があります。
- ⑥防災教育・訓練の実施（地域防災計画）
 - ・大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。
- ⑦庁舎の耐震化・建替えの検討
 - ・本庁舎の耐震化及び建替えについて、検討する必要があります。
- ⑧公共施設の耐震化・長寿命化
 - ・公共施設は、通常利用のほか、災害時には避難所や救援活動拠点として利用されることから、耐震化や長寿命化に努める必要があります。
- ⑨各自治体・関係機関との連携強化
 - ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①災害時危機管理体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害発生時における初動・応急対応や復旧対応が迅速・的確・円滑に行われるよう、町や防災関係機関における災害時危機管理体制の充実に図ります。

②災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、町単独では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定の締結を進めます。

③業務継続計画（BCP）の策定（地域防災計画）

- ・災害時においても重要な業務を継続し、町民の安全を確保するため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務執行体制や必要な資源の確保策等をあらかじめ定めた業務継続計画（BCP）の策定に努めます。

④非常用電源の確保（地域防災計画）

- ・重要な拠点施設等における非常用発電設備の整備を推進するとともに、確実な燃料確保のための優先燃料供給に関する協定締結により、事前からの連携体制強化を推進します。

⑤関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、各種関連対応マニュアル等の計画的な整備を推進します。

⑥防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

⑦庁舎の耐震化・建替えの検討

- ・老朽化が進んでいる本庁舎の耐震化及び建替えについて、対応方針をケース別に検討します。

⑧公共施設の耐震化・長寿命化

- ・災害時には避難所や救援活動拠点として利用される公共施設の安全性を高めるため、耐震化及び長寿命化を進めます。

⑨各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性の評価結果

①災害時の移動公衆電話等の配備計画

- ・災害時の通信手段を確保できる体制を整備する必要があります。

②各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①災害時の移動公衆電話等の配備計画

- ・災害時の通信手段となる移動公衆電話等を配備し、情報通信手段の確保に努めます。

②各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



4-2 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性の評価結果

①災害時の避難支援体制の強化（総合計画 1-2-1）

- ・災害発生時に、一人でも多くの命を救うことを目的とした避難支援体制づくりのために、避難行動要支援者の名簿登載の促進や、名簿作成から個別計画までの事務処理のシステム化、関係機関との情報共有により緊急時に迅速に対応できる体制の強化に努める必要があります。

②情報通信技術の活用（総合計画 2-3-1）

- ・災害時に活用できる新たな情報通信技術の導入を図る必要があります。

③防災基盤の整備（総合計画 4-1-1）

- ・災害時等における迅速な情報伝達の手段確保に努める必要があります。

④災害時危機管理体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害発生時における初動・応急対応や復旧対応が迅速・的確・円滑に行われるよう、町や防災関係機関における災害時危機管理体制の充実を図る必要があります。

⑤ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・災害発生時に安全な場所に避難できるよう、ハザードマップを更新する必要があります。

⑥避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・町民が迅速かつ安心して避難ができるよう、避難体制の充実を図る必要があります。

⑦地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

⑧避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に対し、適切な災害応急対応が実施できる体制を整備する必要があります。

⑨防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して、防災に関する知識の普及啓発を推進する必要があります。

⑩災害記憶の伝承（総合計画 4-1-3）

- ・町民の生命・財産を守るためにも、自然災害の記録と災害から学んだ教訓を確実に後世に伝えていく必要があります。

⑪関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応ができる体制を整える必要があります。

⑫防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。

⑬各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①災害時の避難支援体制の強化（総合計画 1-2-1）

- ・災害発生時に、一人でも多くの命を救うことを目的とした避難支援体制づくりのために、避難行動要支援者の名簿登載の促進を図るとともに、名簿作成から個別計画までの事務処理をシステム化し、関係機関と情報共有を図り、緊急時に迅速に対応できる体制の強化に努めます。

②情報通信技術の活用（総合計画 2-3-1）

- ・災害時に活用できる新たな情報通信技術の導入を推進します。

③防災基盤の整備（総合計画 4-1-1）

- ・災害時等における迅速な情報伝達手段である防災行政無線については、戸別受信機の整備を促進し、難聴世帯の解消に努めるとともに、必要に応じて施設・設備の更新を進めます。

④災害時危機管理体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・災害発生時における初動・応急対応や復旧対応が迅速・的確・円滑に行われるよう、町や防災関係機関における災害時危機管理体制の充実を図ります。

⑤ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・自分が暮らす地域には、どのような災害の危険性があるかを一人ひとりが認識し、災害発生時に安全な場所に避難できるようハザードマップの更新を図ります。

⑥避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・地域防災計画の見直しにより各種災害に応じた避難所を指定し、情報伝達体制や避難所運営体制の整備に努め、町民が迅速かつ安心して避難ができるよう避難体制の充実を図ります。

⑦地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

⑧避難行動要支援者対策の強化（総合計画 4-1-2）

- ・避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を関係機関と共有します。また、災害発生時には、従事する者の安全確保に配慮して、避難行動要支援者への災害応急対策を実施します。

⑨防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・避難、応急救護などを対象とする総合防災訓練の実施により、町民に対する防災知識の普及啓発に努めます。

- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発に努めます。

⑩災害記憶の伝承（総合計画 4-1-3）

- ・過去に起こった災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。
- ・災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

⑪関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、各種関連対応マニュアル等の計画的な整備を推進します。

⑫防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

⑬各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



目標 5 地域経済システムを機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

脆弱性の評価結果

①三陸道山田北インターチェンジフル化に向けた要望強化（総合計画 2-1-1）

- ・災害時に町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な三陸沿岸道路の、山田北インターチェンジフル化に向けた取り組みを進める必要があります。

②太陽光発電設備の導入促進（総合計画 2-4-2）

- ・環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す必要があります。

③企業の業務継続計画（BCP）策定促進（地域防災計画）

- ・災害時においても、企業等の重要な業務を継続するため、事業継続計画（BCP）策定を促進する必要があります。

④企業の防災対策強化促進

- ・災害を想定した対策を強化する必要があります。

推進方針

①三陸道山田北インターチェンジフル化に向けた要望強化（総合計画 2-1-1）

- ・災害時に町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な三陸沿岸道路の、山田北インターチェンジフル化に向けた取り組みを強化します。

②太陽光発電設備の導入促進（総合計画 2-4-2）

- ・環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すため、太陽光設備導入促進に努めます。

③企業の業務継続計画（BCP）策定促進（地域防災計画）

- ・災害時においても、企業等の重要な業務を継続するため、事業継続計画（BCP）策定の促進を図ります。

④企業の防災対策強化促進

- ・災害を想定し事前に対策を講じる等、企業の防災対策を促進します。

～関連するSDGsのゴール～



5-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性の評価結果

①三陸道山田北インターチェンジフル化に向けた要望強化（総合計画 2-1-1）

- ・災害時に町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な三陸沿岸道路の、山田北インターチェンジフル化に向けた取り組みを進める必要があります。

②水産業就業者の確保・育成（総合計画 3-1-1）

- ・災害時においても安定的な食糧供給を確保するため、平時より漁業担い手の確保・育成を図る必要があります。

③新規就農希望者の支援（総合計画 3-1-2）

- ・災害時においても安定的な食糧供給を確保するため、平時から就農者の確保を図る必要があります。

④備蓄・防災資機材の充実（総合計画 4-1-1）

- ・災害に備えて必要物資及び非常食を備蓄する必要があります。

⑤各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①三陸道山田北インターチェンジフル化に向けた要望強化（総合計画 2-1-1）

- ・災害時に町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な三陸沿岸道路の、山田北インターチェンジフル化に向けた取り組みを強化します。

②水産業就業者の確保・育成（総合計画 3-1-1）

- ・災害時においても安定的な食糧供給を確保するため、平時より漁業担い手の確保・育成を図ることが重要であり、新規就業者に対し助成を行うほか、「山田町漁業就業者育成協議会」や「いわて水産アカデミー」と連携し、就業者の確保に努めます。

③新規就農希望者の支援（総合計画 3-1-2）

- ・災害時における食糧の安定的な供給を確保するため、平時からの就農者の確保が必要であり、新規に就農を希望する者が行う営農研修の受入れ先を支援するなど、新規就農者の確保を推進します。

④備蓄・防災資機材の充実（総合計画 4-1-1）

- ・災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要物資及び非常食の備蓄を継続的に推進するとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進します。

⑤各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



目標 6 必要最低限のライフライン・交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る

6-1 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

脆弱性の評価結果

- ①太陽光発電設備の導入促進（総合計画 2-4-2）
 - ・環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す必要があります。
- ②環境学習の推進（総合計画 2-4-2）
 - ・環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高める必要があります。
- ③企業の業務継続計画（BCP）策定促進（地域防災計画）
 - ・災害時においても、企業等の重要な業務を継続するため、事業継続計画（BCP）策定を促進する必要があります。
- ④非常用電源の確保（地域防災計画）
 - ・重要な拠点施設等における非常用発電設備の整備に取り組む必要があります。
- ⑤燃料供給に関する協定締結（地域防災計画）
 - ・エネルギー供給機能の長期停止に備える必要があります。
- ⑥各自治体・関係機関との連携強化
 - ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

- ①太陽光発電設備の導入促進（総合計画 2-4-2）
 - ・環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すため、太陽光設備導入促進に努めます。
- ②環境学習の推進（総合計画 2-4-2）
 - ・環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高めるため、児童期からの環境学習を促進します。
- ③企業の業務継続計画（BCP）策定促進（地域防災計画）
 - ・災害時においても、企業等の重要な業務を継続するため、事業継続計画（BCP）策定の促進を図ります。
- ④非常用電源の確保（地域防災計画）
 - ・重要な拠点施設等における非常用発電設備の整備を推進します。

⑤燃料供給に関する協定締結（地域防災計画）

- ・ 確実な燃料確保のための優先燃料供給に関する協定締結により、事前からの連携体制強化を推進します。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・ 各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



6-2 上下水道等の長時間にわたる供給・機能停止

脆弱性の評価結果

①上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

- ・ 安全で安心な水を安定的に供給するため、地震災害に強い管路の構築を図る必要があります。

②中央監視システムの更新（総合計画 2-3-1）

- ・ 施設の安定稼働と効率的な監視体制を継続する必要があります。
- ・ 安全で安心な水を安定的に供給する必要があります。

③公共下水道事業の推進（総合計画 2-3-2）

- ・ 下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と耐震対策を考慮した整備に努める必要があります。

④合併処理浄化槽の普及推進（総合計画 2-3-2）

- ・ 公共下水道事業及び漁業集落排水処理事業の区域外については、合併処理浄化槽の普及を推進し、水質汚濁の防止に努める必要があります。

⑤災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・ 大規模災害時において、他市町村に対し応援を要請するための体制づくりを進める必要があります。

⑥関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・ 災害時の迅速かつ的確な対応ができる体制を整える必要があります。

⑦防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。

⑧給水車両整備の検討

- ・被災者に対する給水を迅速かつ的確に実施するため、給水車両の整備について検討する必要があります。

⑨各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

- ・安全で安心な水を安定的に供給するため、老朽管から耐震管への布設替えを進め、地震災害に強い管路の構築を図ります。

②中央監視システムの更新（総合計画 2-3-1）

- ・水道施設の安定稼働と効率的な監視体制を継続するため、更新時期を迎えた中央監視システムを整備します。
- ・安全で安心な水を安定的に供給するために、老朽化した水道管や機械設備などの更新を進めます。

③公共下水道事業の推進（総合計画 2-3-2）

- ・下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と耐震対策を考慮した整備に努めます。

④合併処理浄化槽の普及推進（総合計画 2-3-2）

- ・公共下水道事業及び漁業集落排水処理事業の区域外については、合併処理浄化槽の普及を推進します。

⑤災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、町単独では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定の締結を進めます。

⑥関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、各種関連対応マニュアル等の計画的な整備を推進します。

⑦防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

⑧給水車両整備の検討

- ・給水車両の必要性を検討し、必要に応じて整備を進めます。

⑨各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・主要な水道管路の耐震化率 76.6% (R1) → 82.5% (R7)
- ・汚水処理人口普及率 73.8 % (R1) → 89.8 % (R7)

6-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性の評価結果

①道路網の整備（総合計画 2-1-1）

- ・町道の計画的な整備を推進する必要があります。

②道路施設の長寿命化対策の推進（総合計画 2-1-1）

- ・橋りょうなど道路施設の長寿命化に努める必要があります。

③三陸道山田北インターチェンジフル化に向けた要望強化（総合計画 2-1-1）

- ・災害時に町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な三陸沿岸道路の、山田北インターチェンジフル化に向けた取り組みを進める必要があります。

④三陸鉄道の運営支援（総合計画 2-1-2）

- ・地域公共交通の中核を担う三陸鉄道が、今後も継続して充実した運行がされるよう、三陸鉄道の運営支援に努める必要があります。また、沿線市町村と一体となって沿線の地域振興や利用客の増大に努める必要があります。

⑤各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①道路網の整備（総合計画 2-1-1）

- ・町道の計画的な整備を推進することにより、生活の利便性と安全性の向上を図るとともに、災害時に町民の生命を繋ぐ道の維持確保を図ります。

②道路施設の長寿命化対策の推進（総合計画 2-1-1）

- ・国の交付金事業等を活用し、橋りょうなど道路施設の長寿命化を推進します。

③三陸道山田北インターチェンジフル化に向けた要望強化（総合計画 2-1-1）

- ・災害時に町民の生命を繋ぐ道として必要不可欠な三陸沿岸道路の、山田北インターチェンジフル化に向けた取り組みを強化します。

④三陸鉄道の運営支援（総合計画 2-1-2）

- ・地域公共交通の中核を担う三陸鉄道が、今後も継続して充実した運行がされるよう、三陸鉄道の運営支援に努めます。また、沿線市町村と一体となって沿線の地域振興や利用客の増大に努めます。

⑤各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・町道の改良済延長 160 km (R1) → 173 km (R7)
- ・補修が必要な橋りょう数 20 橋 (R1) → 3 橋 (R7)
- ・木造住宅耐震診断助成事業 11 戸 (R1) → 30 戸 (R7)
- ・木造住宅耐震改修助成事業 0 戸 (R1) → 5 戸 (R7)
- ・山田地区以外の交通空白行政区の割合 17.6% (R1) → 0% (R7)

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性の評価結果

①環境保全対策の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全や温暖化対策などの取り組みを総合的、体系的に進めていく必要があります。

②環境学習の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高める必要があります。

③農地の保全・有効利用（総合計画 3-1-2）

- ・農業者の高齢化や担い手不足により遊休農地の増加が問題となっており、新たな担い手の確保と、地域の農業の活性化を図る必要があります。

④民有林森林施業の推進及び各種補助制度の導入支援（総合計画 3-1-2）

- ・森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、森林経営管理を促進する必要があります。

⑤町有林整備事業の推進（総合計画 3-1-2）

- ・町有林については、安定的な財産収入が得られるよう、効率的な森林経営に努める必要があります。

⑥森林病虫害対策の推進（総合計画 3-1-2）

- ・ナラ枯れ被害拡大によるシイタケ原木の確保や景観への影響が懸念されることから、被害拡大の防止に努める必要があります。

⑦各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①環境保全対策の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全や温暖化対策などの取り組みを総合的、体系的に進めるため、環境基本計画の見直しを実施します。

②環境学習の推進（総合計画 2-4-2）

- ・環境保全に対する町民一人ひとりの意識を高めるため、児童期からの環境学習を促進します。

③農地の保全・有効利用（総合計画 3-1-2）

- ・区画整理事業によって大区画化されたほ場については、引き続き、農地中間管理事業を活用して営農意欲を持つ担い手に農地を集約化し、有効利用と経営の効率化を進めます。

④民有林森林施業の推進及び各種補助制度の導入支援（総合計画 3-1-2）

- ・新たな森林経営管理制度により、森林所有者に代わって、町が経営管理することも可能となったことから、意向調査を実施のうえ、適宜施業を推進します。
- ・自主的な経営管理実施者においては、各種補助制度の導入・活用の支援に努めます。

⑤町有林整備事業の推進（総合計画 3-1-2）

- ・町有林については、主伐・間伐及びその後の造林を計画的に実施し、安定的な財産収入が得られるよう、効率的な森林経営に努めます。

⑥森林病虫害対策の推進（総合計画 3-1-2）

- ・ナラ枯れ被害の拡大防止のため、関係機関と連携し、被害木調査と害虫駆除に努めます。

⑦各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



7-2 大規模災害後の避難所等での感染症のクラスター発生・感染拡大

脆弱性の評価結果

①感染症感染拡大の防止（総合計画 1-1-1）

- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防及びまん延を防止する取り組みに努める必要があります。
- ・国や県及び医療機関と円滑な連携を図るため、体制を整備する必要があります。

②医療体制の充実（総合計画 1-1-2）

- ・医師不足の解消及び医療体制の充実に努める必要があります。

③コミュニティ施設の充実（総合計画 1-4-1）

- ・円滑な避難所運営が図られるよう、コミュニティ施設の適切な維持・管理に努めるとともに、老朽化した施設の建替えを進める必要があります。

④上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

- ・安全で安心な水を安定的に供給するため、地震災害に強い管路の構築を図る必要があります。

⑤公共下水道事業の推進（総合計画 2-3-2）

- ・下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と耐震対策を考慮した整備に努める必要があります。

⑥避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・町民が迅速かつ安心して避難ができるよう、避難体制の充実を図る必要があります。

⑦関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応ができる体制を整える必要があります。

⑧公共施設の耐震化・長寿命化

- ・公共施設は、通常利用のほか、災害時には避難所や救援活動拠点として利用されることから、耐震化や長寿命化に努める必要があります。

⑨各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①感染症感染拡大の防止（総合計画 1-1-1）

- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防及びまん延を防止するために、感染対策の情報を共有するとともに、感染症対策の周知に努めます。
- ・国や県及び医療機関と連携し、ワクチン接種を適時適切に受けられることができるよう、体制の確保に努めます。

②医療体制の充実（総合計画 1-1-2）

- ・地域医療の中核となる県立山田病院の診療体制を充実するとともに、町内の医療機関の協力を得ながら、新たな医師の招へいに努めます。
- ・災害時を含む地域医療体制の充実を図るため、新規診療所の開業を支援します。

③コミュニティ施設の充実（総合計画 1-4-1）

- ・コミュニティ活動の拠点であり、大規模災害時には避難所ともなるコミュニティ施設について、トイレの改修やエアコン設置をはじめとした維持・管理に努めるとともに、老朽化した施設の建替えを進めます。

④上水道管路の更新（総合計画 2-3-1）

- ・安全で安心な水を安定的に供給するため、老朽管から耐震管への布設替えを進め、地震災害に強い管路の構築を図ります。

⑤公共下水道事業の推進（総合計画 2-3-2）

- ・下水道整備計画により公共下水道事業を推進し、公共用水域の水質保全と耐震対策を考慮した整備に努めます。

⑥避難体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・地域防災計画の見直しにより各種災害に応じた避難所を指定し、情報伝達体制や避難所運営体制の整備に努め、町民が迅速かつ安心して避難ができるよう避難体制の充実を図ります。

⑦関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、各種関連対応マニュアル等の計画的な整備を推進します。

⑧公共施設の耐震化・長寿命化

- ・災害時には避難所や救援活動拠点として利用される公共施設の安全性を高めるため、耐震化及び長寿命化を進めます。

⑨各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・主要な水道管路の耐震化率 76.6%（R1）→82.5%（R7）
- ・汚水処理人口普及率 73.8 %（R1）→ 89.8 %（R7）

7-3 大規模地震前後の洪水発生等複合災害による被害の拡大

脆弱性の評価結果

①津波・高潮対策施設の整備促進（総合計画 4-1-1）

- ・津波災害や高潮被害から地域を守るため、津波・高潮対策施設の整備促進に努める必要があります。
- ・県管理漁港海岸防潮堤の早期完成に努める必要があります。

②防潮堤、水門の長寿命化

- ・防潮堤、水門など津波防御施設の長寿命化に努める必要があります。

③土砂災害や排水不良への対策（総合計画 4-1-1）

- ・令和元年東日本台風で被災した準用河川等については、河川改修や河道掘削等の対策を中心に改良整備を順次進める必要があります。
- ・土砂災害や排水不良による住宅の浸水被害を、未然に防止する取り組みに努める必要があります。

④ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・災害発生時に安全な場所に避難できるよう、ハザードマップを更新する必要があります。

⑤地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

⑥防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して、防災に関する知識の普及啓発を推進する必要があります。

⑦放射能汚染に対する食品安全性の確認

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、放射能汚染に対する食品安全性の確認体制を整備する必要があります。

⑧各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①津波・高潮対策施設の整備促進（総合計画 4-1-1）

- ・二級河川の関口川及び織笠川については、津波災害や高潮被害から地域を守るため、防潮水門の整備を中心とした三陸高潮対策事業（県事業）の促進に努めます。
- ・県管理の漁港海岸防潮堤が早期に完成するよう県と連携を図ります。

②防潮堤、水門の長寿命化

- ・防潮堤、水門など防御施設の長寿命化に努め、水害被害の軽減を図ります。

③土砂災害や排水不良への対策（総合計画 4-1-1）

- ・令和元年東日本台風で被災した準用河川等については、河川改修や河道掘削等の対策を中心に改良整備を順次進めます。
- ・土砂災害や排水不良による住宅の浸水被害を防止するため、排水施設の整備や土砂等の流入防止対策を行うとともに、砂防堰堤や治山施設（県事業）の早期整備について要望します。

④ハザードマップの更新（総合計画 4-1-2）

- ・自分が暮らす地域には、どのような災害の危険性があるかを一人ひとりが認識し、災害発生時に安全な場所に避難できるようハザードマップの更新を図ります。

⑤地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

⑥防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・避難、応急救護などを対象とする総合防災訓練の実施により、町民に対する防災知識の普及啓発に努めます。
- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発に努めます。

⑦放射能汚染に対する食品安全性の確認

- ・発災時により原子力発電所において放射能事故が発生した際に、食品の状態を検査できる設備及び体制を整えます。

⑧各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



目標 8 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価結果

①災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、他市町村に対し応援を要請するための体制づくりを進める必要があります。

②復興まちづくりのための事前準備（都市計画マスタープラン）

- ・平時から災害発生を想定し、事前に準備する必要があります。

③関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応ができる体制を整える必要があります。

④災害廃棄物の円滑な処理（地域防災計画）

- ・災害廃棄物の円滑な処理に向けた体制を整える必要があります。

⑤町民等との連携体制構築

- ・大量の災害廃棄物発生による処理の停滞に備えて、必要に応じ、自主防災組織や町民団体、ボランティア組織等、町民等との連携体制を構築しておく必要があります。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、町単独では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定の締結を進めます。

②復興まちづくりのための事前準備（都市計画マスタープラン）

- ・平時から災害が発生した際のことを想定し、復興に資する対策等の事前準備に努めます。

③関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、各種関連対応マニュアル等の計画的な整備を推進します。

④災害廃棄物の円滑な処理（地域防災計画）

- ・災害廃棄物の円滑な処理に向け、広域行政組合との連携強化に努めるとともに、事前のマニュアル化を図ります。

⑤町民等との連携体制構築

- ・大量の災害廃棄物発生による処理の停滞に備えて、必要に応じ、自主防災組織や町民団体、ボランティア組織等に協力を要請し、連携した処理体制を構築できる仕組み作りに取り組みます。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



8-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価結果

①災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、他市町村に対し応援を要請するための体制づくりを進める必要があります。

②U・Iターンの促進（総合計画 3-3-3）

- ・転出者が転入者を上回る転出超過の状況が続いているため、人口減少が進行しており、特に生産年齢人口の減少は、労働不足を招き、雇用の維持が困難になるなど、産業の縮小や経済の停滞に繋がることから、町外からの移住・定住を推進し、転入者を増加させる必要があります。

③防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時に備えて、計画的な防災教育・訓練を実施する必要があります。

④防災ボランティアの育成

- ・災害時におけるボランティアとの効果的な連携活動を図るため、ボランティア活動の普及啓発や防災ボランティアリーダーの養成等の取り組みを推進する必要があります。

⑤防災ボランティアの受入れ体制の整備

- ・社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する必要があります。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、町単独では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定の締結を進めます。

②U・Iターンの促進（総合計画 3-3-3）

- ・生産年齢人口の減少による労働不足等に対し、町外からの移住・定住を推進するため、移住相談会への参加や移住体験ツアーの開催により町の魅力を町外に発信するとともに、移住コーディネーターによる移住相談者へのきめ細かな対応を行うことで、移住希望者を増加させ、U・Iターンを促進します。

③防災教育・訓練の実施（地域防災計画）

- ・大規模災害時においても、迅速かつ的確・効率的な災害対応を可能とするため、各種防災教育や総合訓練、目的別各種訓練等の計画的な実施と検証を推進します。

④防災ボランティアの育成

- ・災害時におけるボランティアとの効果的な連携活動を図るため、ボランティア活動の普及啓発や防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアリーダーの養成研修等による防災ボランティアの育成を推進します。

⑤防災ボランティアの受入れ体制の整備

- ・日赤山田町分区及び町社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努めます。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



【評価指標】

- ・移住相談件数 20件 (R2) → 30件 (R7)
- ・移住支援金交付件数 1件 (R2) → 5件 (R7)

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価結果

①コミュニティ組織の育成と支援（総合計画 1-4-1）

- ・コミュニティへの関心の低下が叫ばれるなか、担い手不足に起因する役員の固定化や組織の高齢化が課題となっていることから、協働して進める意識の醸成に努める必要があります。

②コミュニティ施設の充実（総合計画 1-4-1）

- ・円滑な避難所運営が図られるよう、コミュニティ施設の適切な維持・管理に努めるとともに、老朽化した施設の建替えを進める必要があります。

③地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害においては、自らの生命と財産は自分で守るという「自助」と「共助」の心構えが重要であることから、地域防災力の強化に努める必要があります。

④防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して、火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発を推進する必要があります。

⑤防災地域づくりの促進（都市計画マスタープラン）

- ・自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族単位で防災に取り組む「自助」と近所や地域の方々と助け合う「共助」を促す必要があります。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①コミュニティ組織の育成と支援（総合計画 1-4-1）

- ・災害時における地域コミュニティの重要性に鑑み、平時からの地区町民による自主的・組織的な地域活動が活性化するよう取り組むとともに、積極的に地域活動へ参加するなど協働して進める意識を醸成します。災害公営住宅への入居、高台団地等への移転によって組織された新たなコミュニティや結成されて間もないコミュニティには運営に関する指導・助言を行うなど、組織の体制強化と持続可能な運営に対する継続的な支援に努めます。

②コミュニティ施設の充実（総合計画 1-4-1）

- ・コミュニティ活動の拠点であり、大規模災害時には避難所ともなるコミュニティ施設について、トイレの改修やエアコン設置をはじめとした維持・管理に努めるとともに、老朽化した施設の建替えを進めます。

③地域防災力の強化（総合計画 4-1-2）

- ・自主防災組織の結成促進や育成支援に努めるとともに、県と連携してリーダーとなる防災士の養成を行い、地域防災力の強化を図ります。

④防災思想の普及・推進（総合計画 4-1-3）

- ・避難、応急救護などを対象とする総合防災訓練の実施により、町民に対する防災知識の普及啓発に努めます。
- ・自主防災組織、婦人防火クラブをはじめとする各種団体に対して火災予防、避難、応急救護などの防災に関する知識の普及啓発に努めます。

⑤防災地域づくりの促進（都市計画マスタープラン）

- ・自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族単位で防災に取り組む「自助」と近所や地域の方々と助け合う「共助」を促し、「公助」として行政による施策・事業等を推進します。

⑥各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価結果

①災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、他市町村に対し応援を要請するための体制づくりを進める必要があります。

②復興まちづくりのための事前準備（都市計画マスタープラン）

- ・平時から災害発生を想定し、事前に準備する必要があります。

③関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応ができる体制を整える必要があります。

④被災者支援の推進

- ・被災者に対し、仮設住宅をはじめとする各種支援を早急に供給する必要があります。

⑤各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①災害時相互応援協力体制の充実（総合計画 4-1-2）

- ・大規模災害時において、町単独では十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合に備え、他市町村に対し応援を要請するための相互応援協定の締結を進めます。

②復興まちづくりのための事前準備（都市計画マスタープラン）

- ・平時から災害が発生した際のことを想定し、復興に資する対策等の事前準備に努めます。

③関連対応マニュアルの整備（地域防災計画）

- ・災害時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、各種関連対応マニュアル等の計画的な整備を推進します。

④被災者支援の推進

- ・被災者に対し、仮設住宅をはじめとする各種支援の推進に努めます。

⑤各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



8-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性の評価結果

①安全・安心の周知と生産振興（総合計画 3-1-2）

- ・東日本大震災での放射性物質流出事故による風評被害を受けた特用林産物の教訓を踏まえ、不評被害の対応を検討する必要があります。

②各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きてても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①安全・安心の周知と生産振興（総合計画 3-1-2）

- ・東日本大震災での放射性物質流出事故による風評被害を受けた特用林産物の教訓を踏まえ、消費者に対し、品質の安全・安心を広く周知するとともに、生産者の意欲向上を図るため、各種支援事業を推進するなど、取り組みの強化を図ります。

②各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



8-6 各種産業施設の大規模被害により復興が遅れる事態

脆弱性の評価結果

①復興まちづくりのための事前準備（都市計画マスタープラン）

- ・平時から災害発生を想定し、事前に準備する必要があります。

②早期復旧・復興に向けた事前の体制づくり

- ・被災後の復旧・復興の事前の体制づくりを進める必要があります。

③各自治体・関係機関との連携強化

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政・防災関係機関が的確に対応できる体制を整える必要があります。

推進方針

①復興まちづくりのための事前準備（都市計画マスタープラン）

- ・平時から災害が発生した際のことを想定し、復興に資する対策等の事前準備に努めます。

②早期復旧・復興に向けた事前の体制づくり

- ・被災のケース別復旧・復興方法を事前にマニュアル化し、産業の早期回復を促進します。

③各自治体・関係機関との連携強化

- ・各自治体及び関係機関との連携を強化し、大規模災害が発生した場合でも、的確に対応できる体制の整備に努めます。

～関連するSDGsのゴール～



3 施策の重点化の選定

施策の重点化・優先順位付けについて、基本計画を参考として、リスクシナリオ単位で重点化を図るものとします。本計画では、人命の保護を最優先とし、他のリスクシナリオへの効果、施策の影響の大きさ・緊急性など、以下の点を勘案し、重点化・優先すべき取り組みを選定しました。

施策の重点化の視点

- 他のリスクシナリオへの効果：複数のリスクシナリオの回避にも繋がる施策効果の大きさ。
- 影響の大きさ：施策を講じない場合の生命・財産、社会経済システムへの影響の大きさ。
- 緊急性：大規模被害に直結するなどの緊急度の高さ。
- 進捗度：施策の目標指標への到達程度。

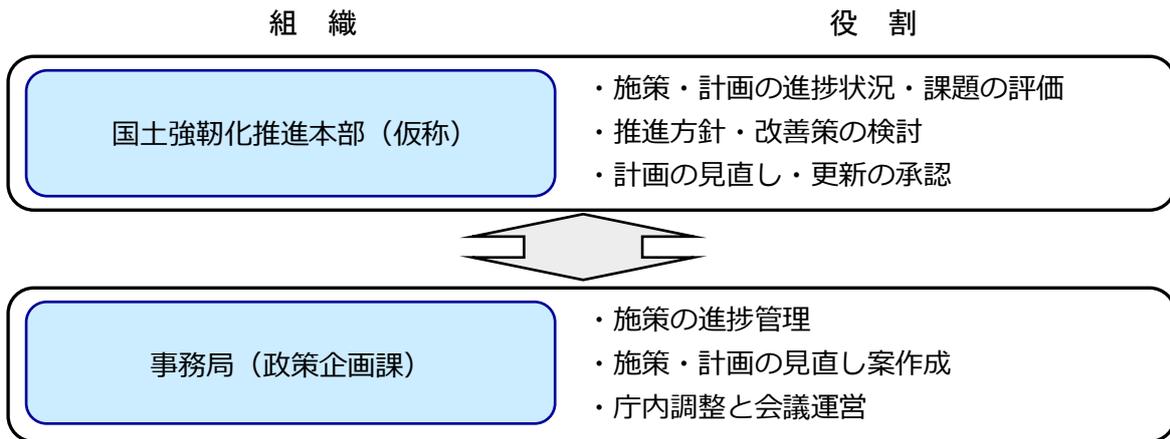
表 4.2 施策を重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	人命の保護を最大限図る	1-1	建築物の大規模倒壊による死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、感染症の感染拡大等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を維持する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
5	地域経済システムを機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	必要最低限のライフライン・交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	6-1	電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		6-2	上下水道等の長時間にわたる供給・機能停止

第5章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、事業の進捗状況や設定した目標指標の達成状況、社会情勢の変化等を踏まえたチェックと見直しを確実に行うための全庁横断的な体制が重要です。事務局と国土強靱化推進本部（仮称）を中心とした推進体制により、計画の着実な推進を図ります。

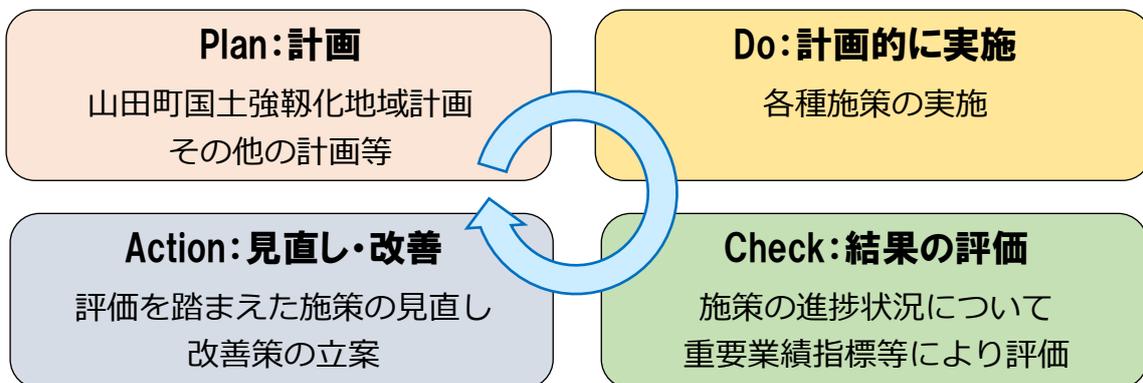


2 進捗管理と見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国及び県の強靱化施策の進捗状況、本町の総合計画、地域防災計画等を見直しなどを考慮しつつ、適宜見直しを行うこととします。また、毎年度の進捗管理を行う中で、主に次の観点による評価により必要な見直しを行います。

- 施策の目標指標に対する進捗度合
- 訓練や新たな災害等による課題・教訓
- 関係法令や関連計画の見直し事項
- 新たに実施すべき事業

以上によるP D C Aサイクルの取り組みにより、強靱化の着実な推進を図ります。



資料集

資料1 目標指標一覧

目標指標一覧

指標	現状		目標		リスクシナリオ	重点化
	数値	評価年度	数値	評価年度		
木造住宅耐震診断助成事業	11 戸	R1	30 戸	R7	1-1、6-3	○
木造住宅耐震改修助成事業	0 戸	R1	5 戸	R7	1-1、6-3	○
消防団員の充足率	76.8%	R1	80.0%	R7	1-2、2-3	○
消防水利の充足率	84.0%	R1	90.0%	R7	1-2、2-3	○
町道の改良済延長	160 km	R1	173 km	R7	2-1、2-2、 2-4、6-3	○
補修が必要な橋りょう数	20 橋	R1	3 橋	R7	2-1、2-2、 2-4、6-3	○
主要な水道管路の耐震化率	76.6%	R1	82.5%	R7	2-1、2-5、 2-6、6-2、 7-2	○
汚水処理人口普及率	73.8%	R1	89.8%	R7	2-5、2-6、 6-2、7-2	○
山田地区以外の交通空白行政区の割合	17.6%	R1	0%	R7	6-3	
移住相談件数	20 件	R2	30 件	R7	8-2	
移住支援金交付件数	1 件	R2	5 件	R7	8-2	

(※「重点化」は、重点化するリスクシナリオに該当する指標であることを示す。)

資料2 国及び岩手県の目標等基本事項の設定

【基本目標】

＜基本計画＞

- いかなる災害等が発生しようとも、
- i 人命の保護が最大限図られること
 - ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - iv 迅速な復旧復興

＜県地域計画＞

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- (1) 人命の保護が最大限図られる
 - (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - (3) 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
 - (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

【事前に備えるべき目標】

＜基本計画＞

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

＜県地域計画＞

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- (1) 直接死を最大限防ぐ
 - (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
 - (3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する
 - (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
 - (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
 - (6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

【リスクシナリオ】

＜基本計画＞

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8 食料等の安定供給の停滞
		5-9 異常高水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生		
7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃		
7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃		
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	

<県地域計画>

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
		2-5 被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	地域経済システムを機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
		4-2 食料等の安定供給の停滞
5	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止
		5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済を迅速に再建・回復する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策分野】

<基本計画>

(個別施策分野)

- ①行政機能／警察・消防等／防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、
- ④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、
- ⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用（国土利用）

(横断的分野)

- A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、
- D) 老朽化対策、E) 研究開発

<県地域計画>

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信・防災教育
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 国土保全・交通

(2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 人口減少・少子高齢化対策
- ④ 人材育成
- ⑤ 官民連携

山田町国土強靱化地域計画

令和3年3月策定

編集発行

山田町復興企画課

〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

電話 0193-82-3111